

令和2年6月定例会 防災・感染症対策特別委員会(所管事項説明・事前)

令和2年6月12日(金)

[委員会の概要]

福山委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。(10時43分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査について及び感染症対策に関する所管事項説明聴取についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

お諮りいたします。議事の進行につきましては、まず、感染症対策に関する所管事項について理事者から説明を聴取し、次に、当委員会の付議事件に関する提出予定案件について理事者から説明等を受けた後、一括して質疑を行うことといたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、まず、感染症に関する所管事項について、理事者から説明を願います。

【所管事項及び重点事業の説明】(説明資料(所管事務))

志田危機管理環境部長

所管事務として、新たに加わりました感染症対策に関する所管事項につきまして、お手元にお配りしております、防災・感染症対策特別委員会説明資料(所管事務)によりまして、御説明を申し上げます。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。令和2年度歳入歳出予算の総括でございます。4月補正後の一般会計の総額は、最下段計欄の左から3列目に記載のとおり、125億706万円となっております。

2ページをお開きください。病院局所管の病院事業会計でございます。最下段計欄の左から3列目に記載のとおり、11億7,022万円を計上いたしております。

3ページを御覧ください。危機管理環境部関係の所管事項につきまして、御説明を申し上げます。

組織図についてですが、3ページ及び4ページに記載のとおり、危機管理政策課をはじめ、とくしまゼロ作戦課、消防保安課、防災人材育成センター、保健製薬環境センター、消費者暮らし安全局の安全衛生課、動物愛護管理センターにおきまして、兼務・併任職員を含め、職員総数83名の体制で所管業務を行っております。

各課の事務分掌につきましては、5ページから7ページに記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。令和2年度当初予算の状況でございます。

まず、危機管理政策課でございます。防災総務費の摘要欄①危機管理調整費では、新型コロナウイルス感染症に係る危機事象に機動的に対応するため、20億1,000万円を計上しております。

次に、とくしまゼロ作戦課でございます。防災総務費の摘要欄①のア、避難所感染症緊

急対策事業では、市町村の避難所開設における感染症対策への支援に要する経費として、3,400万円を計上しております。

最後に、安全衛生課でございます。環境衛生指導費の摘要欄①のア、生活衛生関係営業継続応援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活衛生関係事業者の事業継続を支援するための経費として、3,300万円を計上しております。

以上、当部の4月補正後の予算額は、最下段計欄の左から4列目に記載のとおり、20億7,700万円となっております。

9ページをお開きください。繰越明許費の状況でございます。防災総務費の危機管理調整費において、10億円の繰越枠を設定いたしております。

10ページをお開きください。重点事業でございます。

①の感染防止対策の推進では、ア、県民や事業者への「新しい生活様式」の情報発信や、イ、ペットを介した二次感染予防に係る普及啓発等を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ります。

②の感染症対策に配慮した災害対策の推進では、ア、災害発生時における避難所での感染症対策を推進するとともに、イ、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、県民の防災意識の向上や災害対応力の強化を図ります。

③の救急搬送体制の整備では、地域の救急搬送業務に支障をきたさないよう、救急隊員への感染防止対策の徹底を図り、救急搬送体制を整備いたします。

④の事業者の事業継続支援では、新型コロナウイルス感染症により、収益が悪化した生活衛生関係事業者に対して支援を行い、業と雇用の継続を図ります。

危機管理環境部の所管事項についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

仁井谷保健福祉部長

それでは、保健福祉部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。11ページから13ページにかけて保健福祉部の組織図を記載しております。

保健福祉政策課以下6課で98名の体制を組んでおります。うち14名が兼務でございまして、新型コロナウイルス感染症対策のために各部から応援のための人材として兼務をかせていただき、各課に配置させていただいております。

14ページから16ページには各課の事務分掌を記載してございます。

続きまして、17ページでございます。令和2年度の4月補正後予算の状況について、説明させていただきます。

まず、保健福祉政策課でございます。6億900万円は、生活福祉資金の貸付原資でございます。次に、表の中段、医療政策課でございます。31億7,400万円でございます。摘要欄にございますように、イ、入院患者のための病床確保事業、あるいは、エ、軽症者等の療養体制確保事業としまして、軽症者・無症状者のためのホテル等の借上費などを計上してございます。

健康づくり課でございます。1億6,800万円余りでございますが、摘要欄ア、検査・外来機能強化事業といたしまして、医師会に御協力いただきましていわゆるドライブスルー

方式での検体採取あるいはPCR機器の増強などの経費を計上してございます。

18ページをお開きください。薬務課の関係で、8,970万円でございます。消毒用のエタノールの調達及び配布のための経費でございます。

次に、長寿いきがい課の1億3,000万円余りでございますが、摘要欄①のア、衛生管理体制確保支援事業といたしまして、各施設における手指消毒用のエタノール、マスクその他の防護具など衛生用品の購入の補助のための経費でございます。

表の下のほうでございますが、障がい福祉課でございます。障がい者福祉費としまして8,240万円を計上してございます。摘要欄①のイでございます。福祉サービス提供体制の確保事業といたしまして、通所事業所におきまして、休業要請を受けて休業を行った場合に代替サービスとして、訪問でのサービスを行うという場合にかかります経費に対する補助などを計上いたしております。

また、児童保護措置費としまして2,600万円を計上いたしております。

それから、19ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

予防費といたしまして、感染症予防費、9,500万円余りの繰越しをさせていただいております。2月補正でお認めいただきました感染症対策のための資器材の整備あるいはアイソレーターの整備などについてのものでございます。

最後に20ページをお開きください。当部の重点事業でございます。

まず、感染症対策の推進といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、検査機能の強化や衛生用品の確保を行い、適切な医療の提供を図るとともに、感染制御の人材育成など各種対策を実施し、医療提供体制を強化することとしております。

また、県民生活の支援といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活が困窮している方や、福祉サービスを必要としている方々に必要な施策を実施し、生活を支援することとしております。

当部の所管事項につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

玉田商工労働観光部副部長

商工労働観光部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元の所管事務説明資料の1ページ目をお開きください。令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

表の上から3段目に記載のとおり、当部では、4月補正後におきまして、59億1,000万円を計上しております。

21ページをお開きください。商工労働観光部の組織についてでございます。記載のとおり、商工政策課、企業支援課、労働雇用戦略課、観光政策課において、職員総数41名の体制で、所管事務を行っております。各課の所管事務につきましては、22ページ及び23ページに記載のとおりでございます。

次に、24ページをお開きください。令和2年度当初予算の状況について、御説明させていただきます。

まず、一般会計のうち、企業支援課でございます。

金融対策費の摘要欄①のア、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業として、保証料ゼロ、当初3年間無利子で、保証付融資からの借換えにも対応できる融資として

創設した新型コロナウイルス感染症対応資金にかかる利子補給等に要する経費、57億6,000万円を計上しております。

次に、労働雇用戦略課につきましては、雇用促進費の摘要欄①のア、新型コロナ対応雇用継続支援事業といたしまして、県内中小・小規模事業者の皆様を対象に、休業手当の支払いに要する費用を、国の雇用調整助成金に上乗せして助成するための経費として、1億円を計上しております。

観光政策課につきましては、観光費の摘要欄①のア、宿泊施設帰省者受入れ支援事業は、特に感染リスクが高い地域から、やむなく帰県せざるを得ない本県関係者が、経過観察のため、一定期間滞在する際の宿泊施設の確保に要する経費として、5,000万円を計上しております。

25ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。去る2月の定例会におきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策として追加提案させていただいた事業について、一般会計におきまして、6億100万円、中小企業・雇用対策事業特別会計におきまして、12億5,000万円を繰り越しております。

26ページをお開きください。債務負担行為の状況でございます。

一般会計におきまして、企業支援課の新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に対する利子補給に関しまして、記載の期間及び金額の、債務負担行為を設定いたしております。

続きまして、27ページを御覧ください。重点事業について御説明させていただきます。

まず、①中小・小規模事業者の事業継続・再起支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、甚大な影響を被っている県内企業を対象に、資金繰り支援と一体となった給付金制度や、勤労者への支援を行い、県内中小・小規模事業者の業と雇用の継続と県内経済の早期回復に努めてまいります。

②感染症に強い地域経済体制の構築につきましては、新しい生活様式に対応したビジネススタイルの普及促進に取り組み、感染症に強い地域経済体制の構築を推進いたします。

以上、簡単ではございますが、商工労働観光部の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

松本農林水産部長

それでは、農林水産部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総括でございます。

上から4段目の農林水産部の令和2年度当初予算における予算計上はございませんが、前年度最終予算額、令和元年度2月補正におきまして、2,500万円を計上いたしました。

28ページをお開きください。組織図でございます。当委員会に関係する、感染症対策の組織についてでございますが、農林水産政策課、もうかるブランド推進課、畜産振興課、29ページに移りまして、スマート林業課、水産振興課の合計5課で、担当職員は、兼務2名、派遣3名を含め、53名でございます。

各課の事務分掌につきましては、30ページから31ページに記載のとおりでございます。

32ページをお開きください。令和2年度当初予算の状況でございます。

農林水産政策課でございますが、農業金融対策費において、令和2年度当初予算における予算計上はございませんが、前年度最終予算額、令和元年度2月補正におきまして、経

営に影響を受けた農林漁業者を支援する緊急対策として、2,500万円を計上いたしました。

33ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。一般会計で、農業金融対策費におきまして、2,500万円の繰越枠を御承認いただいております。

34ページをお開きください。農林水産部の重点事業につきまして、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、価格が低下した農林水産物の需要喚起や、経営が悪化した農林漁業者の経営継続・安定化に向けた施策を推進してまいります。

農林水産部の所管事務につきましては、以上でございます。

谷本県土整備部副部長

続きまして、この度、県土整備部関係の所管事務を追加いたしましたので、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の35ページをお開きください。

当委員会に関係する、防災・感染症対策の組織についてでございますが、次世代交通課で、担当職員数は、幹部職員を含め、23名でございます。

36ページをお開きください。次世代交通課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

37ページを御覧ください。重点事業でございます。公共交通機関における感染症対策の支援といたしまして、新しい生活様式を支える安全・安心等に資する取組を支援し、公共交通の維持・確保を図ってまいります。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。よろしく願いいたします。

勢井病院局長

それでは、病院局関係の所管事務に関しまして、御説明申し上げます。

38ページをお開きください。当委員会に関係します病院局の組織についてでございますが、総務課、経営改革課の2課で担当しており、担当職員数は、兼務、併任職員を含め17名でございます。

課の事務分掌につきましては、39ページに記載のとおりでございます。

続いて40ページを御覧ください。

令和2年度の4月補正予算後の状況についてでございますが、病院事業会計として、11億7,022万円を計上いたしております。

内容といたしましては、表の右側摘要欄に記載のとおり、旧海部病院改修軽症者等療養体制確保事業として、8億5,000万円を計上しております。

次に病院増改築工事費でございますが、中央病院改築等事業費として、3億2,022万円を計上しております。

次に41ページをお開きください。病院局の重点事業でございますが、医療提供体制の強化・向上として、医療の最前線を担っている県立病院においては、感染症指定医療機関として、適切な医療提供体制に努めてまいります。中央病院ER棟(仮称)整備に向けた設計等の実施において、感染症外来をはじめとする救急医療の機能向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化に備え、軽症者等の療養体制を確保するため、旧海部病院の改修を図ってまいります。

以上をもちまして、病院局関係の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしく

お願いいたします。

榊教育長

それでは、教育委員会関係の所管事務の概要をお手元に配付の資料によりまして、御説明申し上げます。説明資料の42ページをお開きください。

組織図についてでございますが、42ページから44ページにかけて記載のとおり、教育政策課、施設整備課、教職員課、学校教育課、特別支援教育課、体育学校安全課、総合教育センターにおきまして、兼務職員を含め、職員数89名で所管業務を担当しております。

続きまして、各課の事務分掌につきましては、45ページから47ページにかけて記載のとおりでございます。

48ページを御覧ください。令和2年度当初予算の状況でございますが、4月補正後予算額について説明させていただきます。

まず、学校教育課でございます。教育指導費の①学校教育振興費におきまして、アの学校・家庭「学びの力」向上支援事業では、デジタルコンテンツを活用した臨時休業期間中の在宅学習支援や学校再開後の学習環境の提供による、学校・家庭における学びの力の向上を図るために要する経費といたしまして、5,000万円を計上いたしております。

イの学校における感染症対策事業では、公立幼稚園における感染症対策を図るため、マスク・消毒液等の購入の支援に要する経費といたしまして、2,526万3,000円を計上いたしております。

総合教育センター費の①総合教育センター管理運営費におきまして、アのEdTechを活用した学びの場構築事業では、ICTを活用し、平時においては学力向上を図るとともに、有事の際には遠隔での授業実施やテレワークなど、災害にも強いシームレスな学習環境を整備するため、モデル校における実証に要する経費といたしまして、6,000万円を計上するものでございます。

続きまして、体育学校安全課でございます。保健体育総務費の①保健管理指導費におきまして、アの生徒健康診断費では、県立学校において、生徒の健康診断に要する経費といたしまして、1,965万3,000円を計上いたしております。イの学校における感染症対策事業では、県立学校において、基本的な感染症対策の徹底を図るため、必要となるマスク・消毒液・非接触型体温計等の購入に要する経費といたしまして、2,454万1,000円を計上いたしております。

②給食管理指導費におきまして、アの学校給食食材供給体制支援事業では、食の安全・安心を支える学校給食の供給体制の維持を図るために要する経費といたしまして、6,000万円を計上いたしております。

以上、教育委員会の4月補正後令和2年度予算額は、合計欄に記載のとおり2億3,945万7,000円となっております。

49ページを御覧ください。重点事業についてでございます。

第1点目は、学校における感染症予防の推進でございます。児童生徒の安全を確保するため、学校における感染症予防対策を推進するとともに、学校教育における保健管理の充実を図ってまいります。

第2点目は、学校給食の供給体制の維持でございます。新型コロナウイルス感染症の感

染予防のため行った、学校の臨時休業に伴う学校給食の休止による影響を最小限に止めるため、県内における学校給食供給体制の維持を図ってまいります。

第3点目は、学びの保障に関する対策の推進についてでございます。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため行った、学校の臨時休業に伴う学びの遅れを取り戻すための対策を講じるとともに、第2波、第3波に備えた学びの保障に関する対策を推進してまいります。

以上で、教育委員会関係の所管事務についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩本警察本部警備部長

それでは、警察本部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

所管事務説明資料の50ページをお開きください。警察本部の感染症対策関係の組織図及び事務分掌につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、1ページをお開きください。令和2年度防災・感染症対策特別委員会に係る歳入歳出予算の総括について、御説明いたします。

一般会計の下から2段目でございますように、警察本部の感染症対策に係る予算額は、100万円で、前年度当初予算額と比較いたしまして、増減なしとなっております。

その財源内訳といたしましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、51ページをお開きください。令和2年度当初予算の状況について、御説明いたします。

警察活動費でございますが、警察装備費として、新型インフルエンザなどの感染症対策の消耗品整備などに要する経費100万円を計上しております。

次に、52ページをお開きください。重点事業の概要でございます。

県警察における感染症対策に関しましては、新型インフルエンザ等対策の推進といたしまして、治安の確保に万全を図るとともに、関係機関との連携を図り、各種対策の推進に寄与するよう、努めてまいります。

警察本部関係の所管事務説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で、感染症対策に関する所管事項の説明は終わりました。

次に、当委員会の付議事件について、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料、説明資料（その2））

【報告事項】

○新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）

○「徳島県国土強^{きょうじん}靱化地域計画」の進捗状況について（資料2-1, 2-2, 2-3）

○「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況について（資料3-1, 3-2）

- 避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について(資料4)
- 新型コロナウイルスの感染症の状況について(資料5)
- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大による県内企業への緊急調査について(資料6)
- 新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応について(資料7)

志田危機管理環境部長

今定例会に提出を予定しております防災・感染症対策の案件につきまして、御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括表及び危機管理環境部関係について、御説明を申し上げ、引き続きまして、各所管部から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

お手元には、6月補正予算の先議分として特別委員会説明資料及び、6月補正予算の通常分として特別委員会説明資料(その2)の2冊をお配りしております。

まずはじめに、先議分の説明資料を御覧ください。

この度の6月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむを得ず事業を中止としたものや、予定どおりの実施が困難となった事業について見直しを行い、緊急対策予算の財源を確保しつつ、再編成等を行った事業について、今回、先議をお願いするものでございます。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。一般会計の総括でございまして。

補正予算額は、総括表の最下段計欄の左から3列目に記載のとおり、55億8,863万7,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、679億9,532万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございまして。

続きまして、当部関係につきまして、御説明申し上げます。

総括表の1番上、左から3列目の計欄に記載のとおり、3,825万8,000円の補正をお願いしており、補正後の予算総額は、合計で、33億3,773万円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございまして。新型コロナウイルス感染症の影響により、事前復興推進事業の復興まちづくりキャンプの開催や、災害マネジメント力向上事業の東京での研修参加が困難となったため、減額をお願いしております。

また、②防災センター運営費のア、おうちで学ぶ防災講座につきましては、防災人材育成センターにおきまして、災害時における新型コロナウイルス感染症への備えをはじめとした、防災啓発コンテンツを制作し、県ホームページ、動画配信サイトなどを活用した、県民の皆様への啓発を展開するための経費についての増額などを計上しており、危機管理政策課合計で、957万5,000円の減額をお願いしております。

次に、とくしまゼロ作戦課でございまして。近畿府県合同防災訓練の見直し決定を受け、減額をお願いしております。

また、①防災総務費、アのとくしまシェイクアウト訓練実施事業につきましては、県民の防災意識の向上と災害対応力の強化を図るため、民間事業者等と連携し、広く県民に参加を呼び掛けるとくしまシェイクアウト訓練(県民一斉防災行動訓練)を実施するための経費の増額、さらに、イの避難所感染症対策モデル検証事業につきましては、避難所を開設する際の資機材の選定・活用や具体的なレイアウト等をモデル的に検証し、市町村に提

示ることにより、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を支援するための経費の増額を計上しており、とくしまゼロ作戦課合計で、3,454万円の減額をお願いしております。

次に、消防保安課でございます。徳島県消防操法大会の開催が困難となったため、減額をお願いしております。

また、①消防指導費、アの119（イチイチキュウ）救急搬送体制整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に必要な、感染防止資器材を整備し、救急隊員の感染防止対策の徹底を図るための経費の増額を計上しており、消防保安課合計で、987万3,000円の増額をお願いしております。

3ページをお開きください。安全衛生課でございます。

①動物愛護管理費、アの新型コロナウイルス感染症患者ペット対策事業につきましては、ペットを介した二次感染予防のため、徳島県獣医師会と連携し、相談窓口の設置、預かり先の確保及びペットの取扱いにかかる啓発を実施するための経費の増額、さらに、①生活衛生指導助成費、アの生活衛生関係営業継続応援事業につきましては、売上が減少した生活衛生関係営業者に対する給付金により事業の継続と雇用の維持を図ることを目的とし、4月臨時会においてお認めいただいた内容に加えまして、支給対象者の要件緩和などによる給付金の増額を計上しており、安全衛生課合計で、7,250万円の増額をお願いしております。

なお、今回減額補正をお願いしている事業につきましては、今後の感染状況などを注視し、事業執行の必要が生じた場合には、改めて県議会に予算計上をお願いするなど、速やかな予算措置に努めてまいります。

6月補正予算の先議分にかかる説明については以上でございます。

続きまして、お手元の（その2）の資料によりまして、通常分にかかる御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。一般会計の総括でございます。

補正予算額は、総括表の最下段計欄の左から3列目に記載のとおり、200万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、679億9,732万6,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、当部関係につきまして、御説明申し上げます。

総括表の1番上、左から3列目の欄に記載のとおり、200万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、33億3,973万円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明を御説明申し上げます。

消防保安課でございます。消防力の維持・強化に有効な手段である消防広域化の推進のための、課題解決に向けた取組を支援するための経費として、200万円の補正をお願いしております。

3ページをお開きください。その他の議案等として、条例案を1件提出しております。

アの職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる等の改正を行うものであります。なお、こちらの条例は、経営戦略部の常任委員会に付され

ているものでございます。

7ページをお開きください。令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

さきの2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が確定したことを御報告させていただきます。

危機管理政策課所管の危機管理調整費が8億1,586万4,650円、消防保安課所管の航空消防防災体制運営費が600万円となっております。今回、繰り越しました事業につきましては、早期の事業完了、事業効果の発現に努めてまいります。

当部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

この際4点、御報告いたします。お手元に御配付の資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。4月の臨時議会以降の動きについて、簡単に御説明いたします。

5月1日の県対策本部会議では、県立学校の臨時休業期間について、5月20日までの延長を行い、併せて都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛などの要請を行ったところです。

また、5月4日には、政府により緊急事態宣言が5月31日まで延長されたため、県立学校の休業期間を延長する一方、新たな生活様式の実践を要請しました。

5月14日には本県を含む39県において、緊急事態宣言が解除されたことから、5月21日からの学校の再開を決定するとともに、過度の緩みが生じないように、緊急事態宣言発令中は、引き続き、都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛等を要請いたしました。

5月21日には、京都府、大阪府、兵庫県の関西2府1県の、緊急事態宣言が解除されたことを受け、感染リスクに留意しつつ、段階的に社会経済活動レベルを上げていくこととし、各業界団体が作成した業種ごとのガイドラインに基づき、感染拡大の予防に取り組むよう周知いたしました。

また、5月25日の県対策本部会議では、全国に発令されていた緊急事態宣言が全て解除となったところであり、今後は、第2波、第3波に向けた感染防止対策を進めるとともに、都道府県をまたぐ移動の自粛やイベントの開催等については、新しい生活様式の浸透と感染拡大予防ガイドラインの実践を図ることを前提とし、順次緩和しているところです。

このような取組を県民・事業者・県が一丸となって、実践するため、とくしまスマートライフ宣言！を作成し、取り組むべき実践例を示すこととにより、事業者の社会経済活動を促すとともに、県民の皆様の安全で安心な暮らしを守り、感染症に強い新しい徳島づくりに取り組むことといたしました。

最後に5月29日の県対策本部会議では、今後、万一、感染拡大の傾向が見られる場合に、特措法に基づく措置を講ずる際の判断基準として、とくしまアラートを設け、感染状況の段階に応じた対応方針を示したところであります。

このとくしまアラートについては、新たに設置した県版の専門家会議での御意見を伺いながら、運用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料2-1を御覧ください。徳島県国土強^{きょうじん}靱化地域計画の進捗状況についてでございます。

この計画は、大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強^{きょうじん}靱化を推進するための計画であります。

本県では、平成27年3月に計画を策定し、推進期間の4年が経過した昨年11月には、昨年9月議会での御論議を踏まえ、事前復興やSDGsなどの新たな視点を反映させた改定を行いました。

まず、令和元年度末の進捗状況につきましては、それぞれの取組を、達成、順調、要努力の3段階で評価しており、全取組数167件のうち、達成が11件、順調が148件、要努力が8件となっております。その下に、令和元年度に達成となったもの、要努力となったものを抜粋させていただいております。

次に、資料2-2を御覧ください。計画の改定(案)についてでございます。

まず、Ⅰ国土強^{きょうじん}靱化関係の補助金・交付金事業の追加といたしまして、国土強^{きょうじん}靱化予算の重点化、要件化等により、地域の国土強^{きょうじん}靱化の取組を一層促進するとの方針を踏まえ、国土強^{きょうじん}靱化関係の補助金・交付金事業を追加いたしました。詳細につきましては、資料2-3を御覧ください。

次に、Ⅱ項目の追加等といたしまして、避難所の新型コロナウイルス感染症対策に係る、三つの新たな取組と、二つの具体的な目標を追加しております。

次のページをお開きください。重要業績指標の見直しといたしまして、順調に推移している項目についての目標の上方修正と、新たな目標の追加を行ったものでございます。

具体的には、県管理河川(重点対策河川)の整備の推進など3項目について、目標の上方修正を行うとともに、また、小見野々ダム再生の促進など5項目について、新たな目標を追加しております。

続きまして、資料3-1を御覧ください。「とくしまゼロ作戦」地震対策行動計画の進捗状況についてでございます。

この計画は、徳島県国土強^{きょうじん}靱化地域計画の部門計画として位置付けられているものです。

まず、令和元年度末の進捗状況につきましては、同じように3段階で評価しておりまして、合計377件のうち、達成が75件、順調が293件、要努力が9件となっております。その下に令和元年度に新たに達成となったもの、要努力となったものを記載させていただいております。

資料3-2を御覧ください。計画の改定(案)についてでございます。

まず、1. 取組事業の追加といたしまして、避難所の新型コロナウイルス感染症対策に係る項目を、新たに3項目追加いたしました。

次に、2. 取組事業の見直しといたしまして、順調に推移している高校生防災士の養成など7項目について、目標の上方修正を行いました。

以上、御説明させていただいた、二つの計画の進捗状況等につきましては、本年5月26日に開催いたしました、学識経験者等の皆様が構成される推進委員会において委員の皆様から御助言を頂いたところであり、今議会での御論議を踏まえた上で、県民の皆様にご公表するとともに、適切な進捗管理を図ってまいります。

最後に、資料4を御覧ください。避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について(5月末時点)でございます。

去る4月21日に徳島県として策定いたしました避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策対応方針に基づき、避難所を開設する市町村と連携して、現在具体的な取組を

進めているところであります。

1のサブ避難所の確保につきましては、全市町村で検討していただいた結果、当面は、17市町村で、サブ避難所の確保に向けた対応を進めており、うち、10市町において、166か所のサブ避難所が確保されております。

2の避難所以外の避難につきましては、まず、テント泊として、勝浦町、神山町など、9市町村において、検討が進められております。車中泊につきましても、石井町、北島町など、14市町村において、検討が進められております。さらに、ホテル・旅館等につきましては、11市町が検討を進めており、うち、阿南市と美波町では、管内の宿泊施設と受入れに関する協定が締結されたところであります。

避難所でのスペースの確保につきましては、まず、十分なスペースの確保として、パーティションやテントの活用、空き教室等の利用など、全市町村で、何らかの取組が進められているところであり、発熱、咳等の出た者の専用スペースの確保につきましても、佐那河内村や神山町をはじめ、全市町村で、取組が進められております。

引き続き、市町村と連携いたしまして、避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策に知恵を絞ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

仁井谷保健福祉部長

保健福祉部関係の提出予定案件等につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお開きください。

表の上から2段目、保健福祉部といたしまして、補正額、3億2,329万3,000円の増額をお願いしております。財源の内訳は、右に記載のとおりでございます。

主な事業でございます。4ページをお開きください。

まず、保健福祉政策課でございます。表の中の摘要欄①のア、ICTの利活用による自殺対策事業500万円、新規事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、経済問題を抱える方、あるいはいわゆるコロナうつというような状況が発生してくるという一方で、新しい生活様式のもとでは、対面による相談を少し控える必要があるということでございまして、インターネットやLINEなどSNSを活用した自殺相談窓口の啓発を広げたいというものでございます。

次に、医療政策課の関係でございますが、摘要欄①のア、医療従事者支援事業8,800万円余りでございます。新型コロナウイルス感染患者への入院対応に当たられた場合、あるいは検査のための検体採取を行われた場合などについて従事された方に対し、医療機関からいわゆる危険手当を支払われた場合に県としてはその医療機関に対する補助を行うというものでございます。上限1日当たり4,000円というものであります。その下にございますイ、休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業1,900万円余りでございます。新型コロナウイルス感染症患者への対応を行ったために休業となった病院あるいは診療体制を縮小した病院が元に戻すという場合に、消毒作業を行う、あるいは物品の購入を行う場合の補助の経費でございます。

次に健康づくり課、予防費の摘要欄①のア、休業等となった医療機関に対する再開の支援事業、精神科の病院分につきましては、健康づくり課が所管となりますので、分けて計

上いたしております。

精神衛生費の摘要欄①のア、障がい者就労「開拓」応援事業(精神)800万円は、障がいの就労事業所におきまして、新しい生活様式に対応した事業を行う場合、例えば対面販売に変えて移動販売を行うでありますとか、あるいはインターネット通販を行う場合の送料無料にするというような取組を新たに行う場合、補助を行うものでございます。

次に5ページにまいりまして長寿いきがい課でございます。老人福祉費の摘要欄①のア、アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業費で、2,000万円余りでございます。いわゆる県版介護助手制度につきまして、3年ほど前から実施いたしておりますが、その受入枠を拡充いたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失われた方、あるいはお休みをされている方が、一方で人材が不足している介護現場での作業のお手伝いをしていただくという場合に受入れをするということの拡大を図ってまいりたいと考えております。

併せてその下のア、地域介護総合確保推進事業費1,000万円におきましては、介護事業所におけるICTを導入した新しい生活様式に対応した形での介護サービスの提供を支援してまいりたいと考えております。

次に障がい福祉課でございます。障がい者福祉費といたしまして、摘要欄①に掲げておりますように新規事業アからカまで考えております。アからウまでは、障がい者就労支援事業所における新たなサービスに対する支援でございます。

特に、ウ、「つながる」マスク等製作事業といたしまして、いわゆるマスクやフェイスシールドなどの生産に取り組んでいただきまして、それを幼稚園、保育所、小学校、あるいは福祉施設などに供給をしていただくものでございます。

スマートワーク導入支援事業につきましては、長寿いきがい課と同様に、各事業所におけるICT導入の支援を行うものでございます。

遠隔手話サービス等意思疎通支援体制強化事業につきましては、手話通訳者がこれまで同行しておりましたが、これも接触をなるべく避けるということで、タブレット端末をお持ちいただいて、遠隔での手話通訳サービスを行うということの取組支援でございます。

続きまして、説明資料(その2)の8ページをお開きください。

通常分につきましては、補正予算はございませんで、令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。表の一番下の行、合計欄に掲げておりますように、繰越額1億2,900万円余りでございます。

内容といたしまして、健康づくり課の感染症予防費といたしまして2月補正でお認めいただいた感染症対策の防護具の購入助成などでございます。

提出予定案件は、以上でありまして、この際1点、御報告申し上げます

資料5を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

まず、県内の発生状況についてですが、4月21日に5例目が発生をして以降は、発生はいたしておりません。

次に、相談件数についてでございます。一般相談窓口及び帰国者・接触者相談センター、いわゆる保健所において、土日祝日を含む24時間での相談対応を行っております。保健所の体制強化といたしまして、県看護協会に相談業務の一部を委託いたしまして、いわゆる保健師のOBさん、阿波ナースと呼んでおりますが、その方々に相談対応の支援をお願いしております。また、県医師会にかかりつけ医からの専用相談窓口を開設していただきま

して、その下に書いておりますドライブスルー方式での検体採取のほうにつなげていただいております。相談の実績につきましては、6月10日現在で、1万5,926件となっております。最も多かったのは、4月19日から25日の週で、1週間で2,036件でしたが、直近の5月31日から6月6日の週は434件ということになっておりまして、少しずつ感染症の相談も落ち着いてきているところでございます。次に、3、PCR検査についてでございます。検体を採取する医療機関であります帰国者・接触者外来でございますが、2月の初めに3か所から始めましたけれども、4月末時点で県内15か所の医療機関に御協力いただいております。これに加えまして、5月2日から県医師会と連携いたしましたドライブスルー方式での検体採取の窓口、地域外来・検査センターを設置いたしております。こちらも土日を含めて御対応いただいているところでございます。

更なる検査体制の拡充といたしまして、特定機能病院、徳島大学病院でございますとか、帰国者・接触者外来設置医療機関に、PCRの検査機器の導入をしていただいております。検査対応可能件数を増やしたいと考えております。予算としましては、4月補正でお認めいただいておりますが、なかなか機器の納品が全国的に不足しているということで、まだ納品は間に合っておりません。引き続き早期納入に努めてまいります。

また、新たな検査技術としまして、今まで鼻から検体を採っておりましたが、唾液による検体採取というのが可能になっております。保健製薬環境センターにおきまして、検査手順の確立に努めておりまして、可能な限り早期の対応を行ってまいりたいと考えております。

それから、抗原検査キットでございます。こちらは、明らかな陽性の場合には、非常に短時間、15分程度で結果が判明するというところでございます。一方で陰性の場合には精度に問題がありまして、PCR検査を改めて行う必要があるというものではございますが、クラスターが発生した場合に、明らかな陽性の方を早期にスクリーニングを行うという場面では、威力を発揮するものでございますので、保健所に配備を進めているところでございます。検査の実績といたしましては、6月11日現在で806件、うち136件が医師会のドライブスルーであります地域外来・検査センターでの検査件数でございます。

最後に、医療提供体制についてでございます。3月6日に新型コロナウイルス感染症対策協議会、これは県内の公立公的病院の病院長さん、県医師会の先生方、それから県市長会、町村会の会長さん、また、消防の方などに入っているものでございます。医療提供体制の確保に向けた協議を行いまして、三つ目の・であります、4月7日に同協議会におきまして、11病院130床での入院受入体制の確保を申し合わせたところでございます。これに加えまして、重症者対応のためのICUなど県内の42床を合わせまして、入院患者172床の受入対応能力を現時点では有しているところでございます。

さらに、5月8日からは、東横イン徳島駅眉山口の借上げをさせていただいております。入院病床が仮に足りなくなりそうだなというような場合には、軽症あるいは無症状の方はホテル療養に移すという、この部屋を208室借り上げております。ただ、ホテル内で作業に当たる人間が控えておく場所でもありますとか、PCR検査を行う場所などを除きまして、大体このホテルで100人程度は受入れが可能というような状況となっております。したがって、172床プラスホテル療養100名程度、更に旧海部病院の改修による軽症・無症状者の方の受入れという形で入院患者の受入体制を整えているところでございます。

なお、ホテルにつきましては、現在、県内における入院患者はゼロでございますので、当分、患者さんを入れることはないだろうということでございます。それまでの間は、医療従事者の方、あるいは介護施設などでの従事者の方、更には里帰り出産の希望者、帰省者などが一時滞在する施設として活用させていただいております。

保健福祉部からの説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

玉田商工労働観光部副部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、御説明させていただきます。お配りしております説明資料のうち、その2と記載がない説明資料の1ページ目をお開きください。

開会日に議決をお願いする補正予算案につきまして、御説明いたします。

商工労働観光部の令和2年度一般会計におきまして、補正額の3段目に記載のとおり、一般会計におきまして、34億4,733万円の増額をお願いしており、補正後の一般会計予算額は、93億5,733万円となっております。

6ページをお開きください。課別主要事項説明でございます。このうち、主な事項につきまして、御説明させていただきます。

商工政策課でございます。商業振興費の摘要欄①のア、頑張る中小企業支援機能強化事業は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響をうけている県内中小・小規模事業者の事業継続や再起に向けた、経営支援のための専門家派遣等にかかる経費として、1,533万円を計上しております。

次に、中小企業指導費の摘要欄①のア、スマートライフ先取り！事業者応援事業は、事業者の皆様から、自由かつ斬新な発想に基づく企画提案を頂き、スマートライフに対応した事業の再起・躍進につながるビジネスモデルの構築を図り、感染症に強い新しいとくしまを推進するための経費として5億円を計上しております。

また、イ、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業は、県内の事業者が新しい生活様式に対応し、経済活動を上げていくため、各業界において作成されたガイドラインに沿った感染症防止対策に必要な工事費や備品購入費を対象に、助成を行う経費として21億円を計上しております。

ウ、新型コロナ対応！企業応援給付金は、全国に先駆けて創設した資金繰りと一体となった給付金につきまして、利用が伸びてきていることから、8億円の増額をお願いするものでございます。

企業支援課の金融対策費の摘要欄①のア、危機突破！中小企業しっかりサポート事業は、県内の中小・小規模事業者が、国・県等による支援制度を十分活用できるよう、中小企業診断士による相談から、申請支援までのワンストップで対応可能な窓口を設置するための経費として700万円を計上しております。

労働雇用戦略課の雇用促進費の摘要欄①のア、新型コロナウイルス安定雇用促進支援事業は、経済情勢が急速に悪化するなか、県内雇用の安定を図るため、非正規雇用者の正社員化や、失業者の正規雇い入れを行う企業への助成、さらに、正規雇用に向けた支援体制の構築に要する経費として2,000万円を計上しております。

また、イ、Web企業説明会開催支援事業は、感染症の影響により、人の集まる企業説

明会の開催が困難な状態が続いているなか、県内企業への就職を促進するため、インターネットを活用した情報発信や、企業説明会の開催を実施するための経費として500万円を計上しております。

続きまして、説明資料(その2)に移りまして、9ページ目をお開きください。令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

さきの2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、それぞれ記載のとおり、繰越額が確定したことを、御報告させていただきます。

商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

この際、1点御報告させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響拡大による県内企業への緊急調査の結果についてでございます。お手元の資料6を御覧ください。

商工労働観光部におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による県内企業への影響につきまして、3月の緊急出前相談、4月の緊急追跡調査に続き、本県における緊急事態宣言が解除された直後の5月18日から5月22日までの間、商工団体、県民局と連携し、幅広い業種を対象に追跡のフォローアップ調査を実施いたしました。

今回の調査では、売上の状況や具体的な影響の内容、新しい生活様式への対応、国や県への要望といった項目について、回答のあった276社の状況を、取りまとめております。

まず、1、売上の状況につきまして、調査時点の見込みを伺っております。

5月から7月において、前年同月より売上が減少すると回答のあった事業者の割合が、全体で8割を超えており、業種別では観光関連産業において、6月、7月の見込みが全事業者で減少となっているほか、製造業においても、約8割以上となるなど、幅広い業種において、今後も深刻な経営状況が続く見込みとなっております。

(2)の具体的な影響の内容についてでございますが、観光関連産業においては、本県への緊急事態宣言の解除後も、客足が思わしくない、感染拡大防止対策の負担など、また、製造業では、原材料の調達難、製造コストの上昇、受注先からの生産調整の要請などの声が寄せられており、先行きが不透明な中、事業者には様々な負担が生じていることが結果となっております。

次に、2、「新しい生活様式」への対応では、アクリル板等の設置、リモートワーク・テレワークなど、感染防止対策を実施する企業に加え、ネット通販やサービスのオンライン化など、新サービス・新分野への参入を進める企業もございました。

3、国・県への要望では、給付金・助成金の支給や家賃等の固定費の負担軽減など厳しい経営環境の下での資金繰り支援の要望に加え、医療体制の強化、感染症対策など、企業活動の再開にあたっての感染拡大による不安の解消についての要望が寄せられております。

今回の調査を通じて頂きました事業者、県民の皆様方からの要望をしっかりと受け止め、県内中小・小規模事業者の皆様方の業と雇用を守り抜くとの決意のもと、感染症防止対策と社会経済活動の両立に向けた新たな施策や国の追加経済対策の活用など、あらゆる施策を総動員するとともに、関係機関と連携しながら全力で取り組んでまいります。

説明及び報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

松本農林水産部長

農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表につきまして、表の中ほど、農林水産部の補正予算として、4億535万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は、124億4,158万円となっております。

7ページをお開きください。課別主要事項について、御説明いたします。

農林水産政策課でございます。1段目の農業金融対策費、摘要欄①のア、新型コロナ対策農林漁業者総合支援事業におきまして、農林漁業者が、各種支援制度を最大限活用するための体制を整備する経費として、925万円の増額をお願いしております。

続きまして、もうかるブランド推進課でございます。1段目の園芸振興費、摘要欄①のア、県高収益作物次期作応援事業におきまして、価格低下や需要減少などの影響を受けたハウスすだちや施設花きについて、新しい生活様式に対応した販売などの生産体制の強化に前向きに取り組む産地を支援するための経費として、5,000万円の増額をお願いしております。

続きまして、畜産振興課でございます。1段目の畜産振興費、摘要欄①のア、県産畜産物活用型経済活性化事業におきまして、阿波尾鶏や阿波とん豚のブランドを守り、新しい生活様式に対応した販路を拡大するための経費として、1億1,400万円の増額をお願いしております。

続きまして、スマート林業課でございます。1段目の林業総務費、摘要欄①のア、山の仕事を守るコロナ対策緊急支援事業におきまして、山村地域に不可欠な山仕事を創出し、森林整備に携わる方々の業と雇用を守るための経費として、5,000万円の増額など、スマート林業課合計で、1億2,710万円の増額をお願いしております。

続きまして、水産振興課でございます。1段目の水産業振興費、摘要欄②のア、海の幸販売促進緊急対策事業におきまして、魚価の下落や在庫の滞留等の影響を受けた県産水産物について、需要喚起に向けた販売促進活動や、学校給食等を通じた食育活動を支援するための経費として、1億1,500万円の増額など、水産振興課合計で、1億500万円の増額をお願いしております。

続きまして、説明資料(その2)により、先議でお願いしております以外の、継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書について御説明させていただきます。

5ページをお開きください。令和元年度継続費繰越計算書でございます。

新築橋上部工架設事業しんやなばしにつきましては、継続費により事業を進めておりますが、令和元年度継続費予算現額の計欄、6億206万3,680円に対し、その三つ横の翌年度通次繰越額2億8,200万円が、通次繰越となったものでございます。

10ページをお開きください。令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和2年2月定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

10ページから12ページまでは、各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

12ページを御覧ください。4課の翌年度繰越額の合計額につきまして、翌年度繰越額の欄の最下段に記載のとおり、合計で60億5,755万3,130円となっております。

20ページをお開きください。令和元年度事故繰越し繰越し計算書でございます。

2課の翌年度繰越額の合計額につきましては、翌年度繰越額の欄の最下段に記載のとおり、合計で4億8,200万8,000円となっております。

これらの事業につきましては、早期に事業効果を発現できるよう、最善の努力をしておりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、1点、御報告させていただきます。お手元の資料7を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応についてでございます。

1、農林水産業における影響についてでございますが、4月に実施いたしました聞き取り調査後における、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を把握するため、(1)影響調査として、県内272の農林漁業者及び関係団体に対して、あらためて調査を実施しました。

まず(2)総括でございますが、農林水産物においては、家庭向けの品目は、取引が堅調でございますが、一方、飲食店での利用が多い、高価格帯の品目などについては、需要が低迷しており、特に緊急事態宣言が出された4月以降、影響が顕著になっております。

現在、緊急事態宣言は全国的に解除されておりますが、消費者の行動変容により、影響の長期化が懸念されることから、今後、収穫期を迎える品目についても、消費動向を注視するとともに、ネット販売などの新しい生活様式に対応した販売形態の構築が必要となっております。

(3)分野別の主な状況といたしましては、まず、①農業につきまして、野菜は、本県で生産される多くの品目について、需要は堅調に推移しております。

一方、ハウスすだちは、需要が減少し、価格も低下、また、花きも、イベントが集中する3月、4月期の需要が減少し、母の日需要で一時持ち直したものの、引き続き価格は低下しておるところでございます。

裏面を御覧ください。次に②畜産業でございます。家庭向けの食肉や鶏卵については、需要は堅調に推移しております。

一方、阿波牛などの高価格帯の牛肉は、需要が減少し、価格は低下しており、また、本県畜産ブランドの阿波尾鶏、阿波とん豚も取引量は約7割減少しております。

次に③水産業においては、イセエビ、マダイなど高級魚介類をはじめ、全般的に価格は低下しており、5月中旬から漁獲が本格化するハモは阿波おどり、祇園祭等の中止や縮小による需要の減少が懸念されております。

④林業においても、原木の滞留による価格低下や素材生産活動の縮小が発生しており、住宅建設の遅れなどにより、製材工場では、製材品の在庫が増加しております。

次のページを御覧ください。2、主な支援策でございます。

先ほど、御説明いたしました6月補正案につきましては、これまで実施してまいりました、影響調査で頂いた現場の声や農林水産団体からの要請を踏まえて、以下のとおり三つの施策を掲げてございます。一つ目が、農林漁業者に必要な支援を届けるためのきめ細やかなサポート、二つ目が、感染症の拡大により大きな影響を受けた農林漁業者への緊急支援、三つ目として、新しい生活様式に対応するための新たな販路開拓の三つの視点で、農林漁業者の皆様の業と雇用を守るための取組を支援していくこととしております。

今後とも、生産者の声に耳を傾け、関係団体と連携を図り、しっかりと対策を講じてまいります。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

谷本県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から4段目、補正額欄に記載のとおり、県土整備部におきましては、9億6,000万円の増額を、今回、先議にてお願いするものでございます。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載しており、320億2,024万円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、9ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。

まず、住宅課でございます。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、予定どおりの実施が困難な事業を見直し、緊急対策予算の財源として有効活用するため、4,000万円の減額補正をお願いしております。

11ページをお開きください。次世代交通課でございます。公共交通事業者の感染防止対策及び需要創出等の取組促進に要する経費として、10億円の補正をお願いしております。

続きまして、委員会説明資料(その2)により、その他の議案等について御説明させていただきます。お手元の委員会説明資料(その2)の、6ページをお開きください。

令和元年度継続費繰越計算書でございます。落合2号トンネル新設事業ほか2件につきましては、継続費により事業を進めており、表の最下段、左から5列目の令和元年度継続費予算現額の計欄、9億円に対し、さらに右へ3列目の翌年度繰越額欄に記載の5億4,000万円が繰越となったものでございます。

13ページをお開きください。次に、令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和2年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努めた結果、それぞれお認めいただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。このページから16ページにかけては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

16ページをお開きください。表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、高規格道路課ほか、7課の合計額につきましては、249億7,224万4,462円となっております。

17ページをお開きください。特別会計の繰越明許費でございます。

まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、1億3,499万7,959円となっております。

次に、21ページをお開きください。令和元年度事故繰越し繰越計算書でございます。

一般会計でございますが、道路整備課ほか、4課の翌年度繰越額の合計は、表の最下段、中ほどに記載しておりますとおり、13億6,826万3,000円となっております。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

勢井病院局長

病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。説明資料(その2)の22ページを御覧ください。

令和元年度の徳島県病院事業会計予算繰越計算書でございます。

三好病院改築等事業をはじめ2事業につきまして、合計で5億8,340万円の予算を計上しておりましたが、翌年度繰越額に記載のとおり、2事業合計で5,663万3,000円を繰り越しております。

提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊教育長

それでは、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。

教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり4億1,440万6,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、24億840万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをお開きください。課別の補正予算の内容について御説明申し上げます。

まず、教育政策課でございます。総合教育センター費の①総合教育センター管理運営費におきまして、アのG I G Aスクール構想加速化事業では、県立学校の義務教育段階における1人1台端末の購入及びオンライン教育の実施に必要な通信環境の提供に向けた実証に要する経費といたしまして、6,751万円を計上いたしております。

特別支援学校費の①、学校管理運営費におきまして、アの脱「3密」!特別支援学校通学体制強化事業では、通学時の感染症予防を図るため、地域の旅客運送事業者への委託による特別支援学校のスクールバスの増便に要する経費といたしまして、7,008万円を計上するものでございます。

続きまして、施設整備課でございます。高等学校費の学校建設費、①高校施設整備事業費におきまして、アの快適な学習環境整備事業では、授業時数を確保するためなどの夏季休業の大幅な短縮等に備えた可搬式空調機器の緊急整備や普通教室への空調設置に要する経費といたしまして、4,658万6,000円を計上いたしております。

イの「新しい生活様式」に対応した学校空調モデル創出事業では、W I T H・コロナ時代に相応しい高換気・高機能空調の整備モデルの構築に要する経費といたしまして、1億3,500万円を計上いたしております。

特別支援学校費の学校建設費、①特別支援学校施設整備事業費におきまして、イの特別支援学校「新しい生活様式」環境整備事業では、特別支援学校における感染拡大を防止するための環境整備に要する経費といたしまして、1,100万円を計上するものでございます。

次に、教職員課でございます。教職員人事費の①管理諸費におきまして、アの令和3年度教員採用候補者選考審査における新型コロナウイルス感染症対策事業では、教員採用審査における三密防止等の感染症対策を徹底するため、県内ホテルの会議室等の貸切に要する経費といたしまして、530万円を計上いたしております。

学校教育課でございます。総合教育センター費の①総合教育センター管理運営費におきまして、アの「G I G Aスクール構想」加速化事業では、4月補正予算で実証を行うとした、県立学校における遠隔授業等のモデル実施について、より一層の成果を上げるため、電子黒板の前倒し整備やG I G Aスクールサポーターの配置に要する経費といたしまして、3,843万円を計上いたしております。

イの子供の学びを支え深化させるE d T e c h活用推進事業では、市町村立学校のモデル校における、平時・有事を問わない、I C T環境を活用した教科指導の効率化や児童生徒の学習意欲向上などについての実践的な研究の実施に要する経費といたしまして、2,000万円を計上いたしております。

13ページをお開きください。特別支援教育課でございます。教育指導費の①特別支援教育振興費におきまして、アの特別支援学校「新しい生活様式」環境整備事業では、児童生徒一人ひとりの基本的感染対策や過密対策など、特別支援学校版「新しい生活様式」実践モデルの構築に向けた教育環境の整備に要する経費といたしまして、1,500万円を計上いたしております。

続きまして、説明資料(その2)の18ページをお開きください。

令和元年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。令和元年度から令和2年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例県議会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回、資料に記載のとおり、繰越額が確定し、報告するものでございます。

以上でございます。なお、報告事項はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

岩本警察本部警備部長

警察本部から6月定例会に提出を予定しております案件について、御説明申し上げます。説明資料(その2)の4ページをお開きください。

始めに、徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

本条例案は、本県の警察職員が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、新型コロナウイルス感染症の患者に係る業務等であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、一定額を支給する特例を設けるものであります。

この条例案は公安委員会関係の常任委員会でも付託されているものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

令和元年度繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。令和元年度予算の繰越明許費につきましては、2月定例会におきまして、予定額の議決を頂いておりましたが、今回、資料に記載のとおり、警察航空隊舎止水板設置に係る経費としまして、警察署整備事業費の820万円の繰越額が決定したものであります。

警察本部関係は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福山委員長

以上で説明等は終わりました。

午食のため委員会を休憩いたします。(12時05分)

福山委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時08分)

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり1日につき答弁も含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、または重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほどよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岩佐委員

まず最初に、今回新型コロナウイルス感染症対応ということで予算化されているので、119の救急搬送の事業についてになるのですが、これは新型コロナウイルス感染症患者の搬送時の感染予防というような予算となっておりますが、資器材としてアイソレータだったりとか、バッグバルブマスクであったりとか、ペイシェントシールドというような器材を購入するということなのですが、ここにも書かれてはありますけれども、これをどのような目的でどのように使用するのか、またこれを各消防の本部を通して配備をされるということだと思っておりますが、どれぐらいの台数を配備するのかをお聞かせいただけたらと思います。

島田消防保安課長

ただいま、岩佐委員から119(イチイチキュウ)救急搬送体制整備事業について御質問をいただいております。

まず、本事業の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法が準用されておりまして、患者等の医療機関までの移送につきましては、本来都道府県の業務とされているところでございます。その上で、保健所の搬送体制や患者の病状等に応じまして、消防機関が救急搬送を実施しているところでございます。

また、救急現場で活動する消防隊員が感染した場合には、他の患者、また消防職員等にも二次感染させるおそれもございます。こうしたことから救急隊員の感染防止を図りまして、地域の適切な救急搬送体制を確保するため、この度の事業で患者搬送に必要な感染防止資器材を整備させていただくこととしております。

それから具体的な事業内容でございますけれども、救急搬送時に感染症患者の方を隔離して搬送する装置、アイソレーター、こちらを3台整備いたしまして、県内3地域の消防

機関に貸与活用いただくことを考えております。

それから、バッグバルブマスクといたしまして、こちらも救急搬送時に使用する医療器具になりますが、二次感染防止のために使い捨て可能な人口呼吸器具を計200個整備することにいたしております。

同じく、患者搬送時に使いますストレッチャーに装着します飛沫感染の防止カバー、こちらペイシェントシールドと申しますけれども、こちらも県内消防機関で運用中の救急車に搭載するものとしたしまして、計50個整備する予定といたしております。

経費の内訳といたしましては、アイソレーターが3台で900万円、残る二つの資器材を合わせて300万円、合計で1,200万円の予算額を、今回計上させていただいているところでございます。

県といたしましては、引き続き現場の救急隊員の感染防止対策を徹底いたしまして、地域の適切な救急体制が確保されるように、消防機関の支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

岩佐委員

検索してみたらアイソレーターというのは、結構しっかりしたかまぼこ型であったりとか、その中に入ってそこが陰圧で外部にウイルス等が出ないという形になっているようなものだと思っているのですけれども、もう一度確認したいのは、特にアイソレーター3台ということなので、通常の救急搬送、例えば、怪我の場合はあれですけれども、何かで倒れたとか特に今症状が無くても疑いがあるというような場合も患者によっては、実際運ばれた先で、検査したら陽性だったということもあるので、それに備え、通常の119番の通報で患者をその現場から病院へ搬送する時に使うものなのか。あと最初にちょっと説明があったのかと思うのですけれども、疑わしき患者が出て、PCR検査等で陽性と判断された時に所定の病院等に搬送するのに、こういったアイソレーターを使うのか。平常時という言い方はあれですけれども、通常の救急搬送時かまたこういった新型コロナウイルス陽性と明確に判断された場合に使うのか、この辺の違いとかがあれば教えていただけたらと思います。

島田消防保安課長

消防機関における感染症の対応状況について御質問を頂いております。

基本的に消防機関における対応といたしましては、国の通知等を踏まえ適切な感染症予防の処置を取っております。感染症以外の現場に出動する際にも各消防機関が状況に応じて必要な対応を取っているところでございます。

その上で、先ほど岩佐委員がおっしゃられたように、感染症につきましては患者本人が感染に気付いていないというようなこともございますので、基本的に救急隊員の方についてはどのような場所でも感染リスクがあるという状況でございます。

このため県内の消防機関におきましては、基本的に県内で感染者が発生していないような状況におきましても、必要に応じて十分な感染予防処置を取っているという状況でございます。

特に、感染症疑い患者の方も含めまして、患者の搬送につきましては県内の消防機関の

現状としましては、救急車の中にビニールカバーを設置して、患者の方を搬送するというような対応も取られているところでございます。

岩佐委員

通常患者でも、感染している可能性も排除できないというようなことで、今の話でビニールカバー等も設置しているというようなことだとは思いますが、今回の資器材の中でペイシェントシールド、これも検索してみたら前にパタパタとかけるような患者の上半身だけを覆うような形で、飛沫感染等はそれで防げるかとは思いますが、これで50台ということになるので、例えばそういう可能性を含めて、通常の現場から病院への搬送時にもこういった物を使うような想定でいいのでしょうか。

島田消防保安課長

ペイシェントシールドという飛沫感染の防止カバーの使い方についてでございますけれども、基本的にはアイソレーターについては陰圧式の大きな装置で、消防機関における運用といたしましては陽性患者、確定した患者の方を搬送するという際に利用いたしまして、ペイシェントシールドにつきましては、咳とか喉等の症状のある疑い患者の方、まだ感染が確定してないような患者の方に対し、一時的に飛沫感染を防止するためにストレッチャーに装着して患者の搬送を行うことを想定しているところでございます。

岩佐委員

ということは、通常の119番がかかってきてからの搬送の中では、このペイシェントシールドというのは条件に応じて使ったりとか、必要がないであろうというときには、ここまでは使用しないというような状況なのかも知れないのですが、患者であったりとか、怪我人の搬送のときに感染をしているかどうかという判断がしづらいところもあるかと思うのです。通常、例えば怪我であったりとか、事故等によって外傷を負っているときというのは、それでもやはり患者さんが感染しているかどうかというのも分からないと思うのです。例えば服装もそうなんです、こういった通常の救急搬送時の救急隊員への注意点であったりとか、また軽微な何か感染予防とかもされているとは思いますが、こういった感染予防の大きな資器材と併せて、通常のマスクは当然だと思うのですが、服装であったりとか、そういった感染予防策というのもしっかりと進めていただきたいと思います。

先ほどもおっしゃられていたのですが、やはり救急隊員が感染をしてそこから二次被害であったりとかということがないように。感染してしまうことで、その消防署内の救急体制というのもそれで崩壊してしまいますし、また当然それが消防のほうにも影響を与えてしまうようなことがあれば、消火活動等にも影響を及ぼす可能性がありますので、こういった陽性患者への搬送への大きな資器材と併せて、通常の救急体制での感染予防策というのもしっかりと県としても指導していただけたらと思っております。

それともう1点、先ほど若干報告もあったのですが、避難所における感染予防というのがやはり今かなり注目をされていて、特にこれもしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

先日来、地元紙のほうにも避難所での3密対策というのが各市町においてどれだけ想定されているのかであったりとか、さきの県土整備委員会での報告等もあったのですが、サブ避難所をどれぐらい市町のほうが設定をしているのかというようなことも載っております。これから梅雨になったりとか台風シーズンというようなこともあって、この避難所における感染予防というのをしっかりと早急に固めなければいけないと思っております。

先ほど報告もあったのですが、まず今後、マニュアルの策定であったりとか、またサブ避難所であったりとか、またいろいろなテントであったりとか、車中泊であったりとか、そういうことも想定されていると思うのですが、各市町村に対して、更なる避難所における対策というのを早急に進めるべきだと思いますが、今後のスケジュール感とか含めて、どのように進めていくのかお伺いをさせていただきたいと思っております。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

避難所におけます新型コロナウイルス感染症対策についての御質問でございますが、対応方針を4月21日に県のほうが示してから、市町村におきましては、それぞれの実情を踏まえ、サブ避難所の確保やテント泊や車中泊、またホテル・旅館の活用など、また避難所内での十分なスペースの確保のための空き教室や資機材の活用など、具体的な対策が進められてきたところでございまして、今回5月末時点ということで取組状況として取りまとめまして、今回御報告させていただいたところでございます。

この中には有効な取組もありまして、こういった情報を他の市町村にまずは情報提供をすることによって、横展開を図り、市町村を支援してまいりたいと思っております。

また、サブ避難所の確保につきましては、例えば県有施設の施設管理者と市町村との協議の場をセッティングするなど、引き続き市町村と緊密に連携を図ってまいりたいと思っております。

岩佐委員

いろいろな例で、横展開をさせていくということなので、しっかり各市町村での情報共有等も進めていただいて、こんな所でも避難所として活用ができるというような事例等もお示しをしていただけたらなと思っております。

ただ、今後サブ避難所であったりとか、避難所としての定員というのも確保していかなければなりません。昨日の地元紙にも書かれてはいるのですが、今サブ避難所も166か所とか、その他も含めて確保は進んでいるのかなとは思っておりますが、これまでの避難所として大体、市町村のほうでも一人当たりのスペースは大体2平方メートルぐらいで算定されていると思っております。

ただ、この感染症が同時に流行した場合というのは、ソーシャルディスタンスが2メートルということで、一人当たり4平方メートル必要だとも言われております。すなわち、今まで想定をしていた収容人数からいえば、それが半分になるということもありますので、今後どのような避難所を確保していくのか、またどのように避難を進めていくのかということも同時に考えなければいけないことだというふうにも、私も思っております。

その中で、車中泊であったりとか、また分散避難ということで、自宅避難というようなことも言われているのですが、このときに対応を一つ考えなければいけない、多分悩みど

ころではあると思うのですが、分散避難して避難所数が増えるであつたりとか、自宅で避難をするというときには、当然、避難所が増えれば増えるほど、避難所を運営する人、そこを差配する人であつたりとかいうのも2倍必要になってまいります。

また、避難所数が増えたりとか、自宅にいるときには、いろいろな情報というのをどうまとめて、また必要な情報を流さなければいけないということで、その点で避難所数が増えれば増えるほど、そういった情報管理というのも大変重要なものになってくると思います。

また局地的な豪雨等によって、一部の川が決壊することがあつてはならないのですが、一部分の場合であれば周辺に避難ができたりとかいうこともあるのですが、地震等で広域である場合とか様々なことを想定してしっかりと避難所の確保等も、また運営等も考えてこれから進めていっていただけたらと思います。

併せて一避難所においても、多くの方が避難をしてくると、それも感染をしているかどうか分からないということで、不特定多数の人が触るようなところ、ハイタッチサービスといわれる部分です。スイッチであつたりとかノブであつたりとか、そういったところを介しての感染が広がることのないように、消毒であつたりとか、当然、消毒剤だけでは不十分であつて、逆に消毒をする人であつたりとか、それも避難所を運営する側にも求められてくるのかもしれませんが、新たなこの感染症というのが同時に起こったことで、新たな要因が一つ増えたわけなのですけれども、そういうことが同時に起こったとしても、そこから仮にクラスターが発生したとしても、最小限の感染で抑えられるような、そういった対策というのを早急にしっかりと詰めていっていただけたらというふうに要望しておきます。

最後にもう1点なのですが、今回、感染症対策というのが新たに入つて、こちらの特別委員会には入らないかなと思つていたのですが、先ほどの説明の中であつたのですが、やはり新型コロナウイルスの感染拡大によって、農林水産業も大きな影響を受けております。

その中で、今回農林水産部のほうから出てきた、県版の予算の分の7ページにある、県の高収益作物の次期作の応援事業というものが挙がっております。先ほどの資料7にもあるのですが、野菜全般でいえば収益が逆に若干増えている野菜等もあるのですが、ハウスすだちであつたりとか、施設花きなどはかなり大きな影響を受けております。

それへの主な支援策ということで県の高収益作物の次期作応援事業というものをを出していただいているというのは、本当にありがたく思っております。これは前に、国のほうの高収益作物の支援事業に加算するような形で進めていくというふうに聞いているのですが、取りあえず、この県版の高収益作物の今のところの対象品目というのは、どのようなものと想定されているのか、まず質問させていただきたいと思います。

福岡もうかるブランド推進課長

岩佐委員から、県版の高収益作物次期作応援事業のことについて御質問いただいております。

委員お話のとおり、本県を代表するハウスすだちをはじめとする施設栽培の果樹や、花きなどの高収益作物におきましては、外食需要の減少やイベントの中止によりまして、市

場価格の低下や出荷が困難になるという影響を大きく受けたところでございます。

特に、資材費や暖房費などの生産経費が高い施設栽培の果樹や花きにおきまして、経営継続への不安や生産意欲の減退などによりまして、産地の継続維持が困難となることが懸念されるというところで、今回売上が大幅に下落いたしました作物を栽培する産地から、生産流通コストの削減や品質の向上、流通販売、こういったところでの販売体制の強化に前向きな取組を支援しようとするもので、対象とする作物につきましては、主にハウスなどの施設を使った作物、こういったものの果樹であったり花きであったりというところを対象としてございます。

岩佐委員

確かに冬場に施設を整備するにもお金が掛かっている。また、暖房をたいて、春に向けて出荷しようというところで、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく収入減になったというようなことで、それを対象にというようなことではあるのですが、これもいろいろ話は聞いていたところではあるのですが、特に施設花きなどは、国の高収益作物次期作支援交付金のほうで、割とかなり手厚くといったらあれかも知れませんが、まだそちらのほうでの品目にも該当しているというようなことであって、スダチというのが、まだ国のほうの支援策の品目に載っていないと。施設果樹という部分に入っていないというようなことでありました。

これも昨日ハウスすだちをしている友達に話を聞いたら、昨日ちょうどJAのほうでそういった説明会があって、今のところ、まだどうなるかは分かりませんというような説明だったように聞いていたのですけれども、このスダチというのは、やはり徳島を代表する農産物でありますので、しっかりと国のほうに対してもこのスダチというのを品目に載せていってもらえるように、更なるプッシュをお願いしたいのと、やはり県としても、スダチ農家を守っていただきたいと思っております。

その中で、今回予算としては、5,000万円というような枠ではあるのですけれども、やはりこれも現状等をしっかりと把握をしていただいて、本当にできる限りの支援、この5,000万円で足りない場合は、できれば増額等も今後検討していただけたらと思います。

それともう1点、施設果樹、花き等への支援というのもあるのですけれども、県、特に高収益の作物で東京のほうに高級な食材、料理等を提供するところにおいて影響が大きいのかなと思うのは、上勝のいもどりも、今多分かなり収益は下がっているのではないかなと思っております。

これも全国的に有名な取組の一つでもありますし、徳島の農林水産業の柱ともいえる部分でもあります。こういったものへの影響というのはかなり大きいと思っておりますので、その実情等をしっかりと把握していただいて、こういった分野にも高収益作物次期作支援というのを拡充していただけたらと願っております。

また当然、その他の作物においても大きく影響している部分もあるのですけれども、しっかりとPR等の予算等もありますので、今後減収した売上というのがしっかりと取り返せるように取組をお願いしたいなと思っております。

最後にもう1点、これも要望になるのかもしれませんが、この高収益作物への支援の分で、特に国のほうに関してになりますが、今回この高収益作物次期作支援交付金の受給要

件の一つに、収入保険に入るといふようなことが多分あるのですが、この収入保険、確かに他の産業とかであればそういった価格低迷であったりとか、何かあったときに保険は掛けているとは思いますが、農業とかに関しては今までそういった部分が少なく、実際に収入保険が近年始まったところで、入っている方もいらっしゃるのですが、品目等が全国レベルのものであれば、掛金等も安いといふようなことも聞いています。収入保険が条件にはなってきた、大半が、それを掛けることでまた次にこういった収入低下があったときにはそれで対応できるということにはなるのですが、マイナーな物を作っていると掛金が高いといふような声もありますので、何かそういった、またそれが2年後とか3年後とか先へ続くような収入保険の制度への支援策みたいなものといふのも、しっかりと考えていただけたらということの要望。

それともう1点は、こういった制度がありますよということをしつかりと周知、PRをしていただきたい。これが資料の主な支援策の施策1になるかと思いますが、きめ細やかなサポートということをうたわれております。

知り合いの農家さんとかにしても、マイナーな作物であったりとか、一戸農家でやっている所であれば、その要件に3戸の受益農家といふような項目があったりする、うちは対象にならないよと最初から考えている農家さんもまだまだいらっしゃいますので、しっかりとプッシュして、こちらからこんな支援策があります、しっかりと活用してくださいといふようなことで、国の制度と併せて県の制度といふのもしっかりと活用していただけますようお願いをしておきたいと思っております。

西沢委員

最初に委員長、副委員長にお願いがあります。この委員会だけではないのですが、特にここは新型コロナウイルス感染症対策ですよ。3密、密になってはいけないといふようなことを言われてまして、そういう中での感染症対策の委員会ですので、できましたら密にならないような方向を。この委員会でも、今、密ですよ。そういうことがないような対策を、部屋を替えるなり、この向こうの壁をぶち抜くなり、いろいろやり方はあると思っております。

それから感染症対策と防災対策なので、人数を多分かなり絞ってきていると思っております。絞り過ぎているのではないかなという気がします。そのあたりも含めてもう少し広い範囲内で、密でないような状態で、どうにか委員会ができたらいいなと、これをもしできるようだったらということ、正、副委員長に一任いたします。新型コロナウイルス感染症対策ですから。

それはそれで置いておいて、私は前から言っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の非常時な上に巨大災害が来たらどうなるかと。今は洪水とか、そんな中の避難で避難場所が密にならないような対策といふのは、また県も2千何百万円かな、予算を先に付けていただいて、全国一番最初だと思います。非常に良かったのですが、巨大災害が来たら事はそれだけに収まりません。

世界中が大変な新型コロナウイルス感染拡大の中で日本だけ大きな災害が来て、それでへこんだら多分世界経済は大変な事になるのでしょうか。そんなことにならないようにできるだけこの対策をできることはやっていかなければいけない。いろいろ考えたらいろいろ

ろ対策はないこともないと思います。それらをきちんと今からやっていくために、私もこれから常任委員会に向けて思いを言ってみようと思います。

だから県のほうも一応そういう思いで、ただ単に逃げるだけでなく、後々どうあるべきかということのをこれから正に一生懸命考えてほしいなど、できることは早くやってほしいなどと思います。これからということのを要望だけにしておきます。今言ってもなかなかね。でも一生懸命考えましょう。

それから次、医者、看護師さんがパニック状態になると、徳島県は今のところそうではないですけれども、そういう状態にこれからなるかも分からない。医者、看護師さんが本当に最前線で頑張っていると、医療パニックになるというような状態の中でもフォロー体制というのがどうもあるように思うのだけれども、十分でないような気がします。

一つは、感染症ですから獣医師、獣医看護師ですね。この前、今治に岡山理科大が作りましたよね。初めて獣医看護師という話を聞きましたけれども、そういうところというのは感染症はかなり今までは鳥インフルエンザとか、豚とかそういう動物の感染症が中心でしたけれども、感染症対策という意味では、対策している人とか、道具、器具、そういうのは多分そこそこ置いてあるのではないかなと、人も、それに対応する人もおられるのではないかなと、ずっと考えてきました。これがいけるようだったら、そこから応援体制が取れるのであったら、その対応策をやっていただけをお願いしたらどうかと思うのです。

それと看護師とか医者の卵、今勉強中というところの人ですね。こんな人たちも最前線とは言わないまでも後方支援的に応援するとか、そういうやり方があるのではないかな。そういうふうにして集めていったらまさかの時に、多少は医療パニックはましになるのかなと。そんなことも、後方支援とかもそんなのも含めてきちんと考えてほしいなど、その対策を練って行ってほしいなどと思いますが、これは質問です。いかがでしょうか。

美原広域医療室長

獣医師や獣医看護師、それから医者の卵とか看護師とかそういった方の協力を、人が足りないときに使ったらどうかという御質問だと思います。

この新型コロナウイルス感染症対策の最初におきまして、例えば宿泊施設をつくるだとか、国のほうにおきましてOBの看護師さんを誘ってはどうかということで、例えば看護協会でありますとか、そういうところに協力を依頼しているところでございます。

また、獣医師さんにつきましては、今のところそういう動きはないのですけれども、必要なマスク等がございましたら動物の感染症等に使っている物も流用させていただくということも考えていたところでございます。

またお医者さんの卵につきましては、例えば外国の例ではございますけれども、アメリカ等がございましたら研修生をコロナ対策のために動員したという事実もございます。

そのような様々な工夫ができるということでございますので、今後そういう動員体制につきまして、各医師会や看護協会、そういうところに御協力を得ながら動員体制につきまして考えてみたいと考えております。

西沢委員

何か外国の例を言いましたけれど、やはり日本でも総力体制でいくためには、そういう卵の人も応援してもらったり、獣医師や違う分野でも、そちらのほうが専門的な分野ですからね、今まではね。器具もそろっているし、器具を扱う人も慣れているというところがあって、その人たちに応援体制を取ってもらおうというのは当たり前なのかなど。この非常時にみんなが総力体制でやらなければいけないからね、できることはやってもらいたいなと思います。

それから次に今まででも徳島県内でも、中小企業80パーセントの企業が赤字だと。これは現実にどうだったのですか。新型コロナウイルス感染拡大以前の問題です。資料は無くてもいいです。思いだけでも。

島田商工政策課長

お手元に資料はございませんけれども、中小企業、小規模事業者の方、この新型コロナウイルス感染症の影響で、先ほど副部長から御説明させていただいたとおり、全業種に影響が及んでおり、減収しているということで、非常に厳しい経営環境にあると認識しております。

以前と比べてというお話だと思いますけれども、以前に比べて更に経営環境は厳しいと認識をしているところでございます。

西沢委員

新型コロナウイルス感染拡大以前から徳島県内でも全国でもそうですね。中小企業の大体80パーセントぐらいが赤字だというふうなことが言われていて。考えてみたらずっと赤字だったら辞めたいなとか、そういうきっかけがあったら辞めたいなとかいう人や企業がそこそこあるのではないかなど。大体80パーセントが赤字ですからね。だから今無理して続けても、と思っている人がいっぱいいると思います。

だから今、国を挙げてやっているのはその辞めないようにとか、なんとか続けてほしいなという中での対策が中心かなと思うのです。でも本当に自分がその立場になったら、辞めたいなと思っていてこうなったらもう辞めたいと、辞めるぞという人がかなり私はいらると思うのです。80パーセントが赤字だったらね。

だから逆に言ったら、対策の中には辞めやすい対策、辞めたい人が辞めやすい対策、無理してやっても赤字が続くばかりだというような思いの人。だってそうでしょう、先ほどの売上減少50パーセント以上というのが8割、9割、下手したらこれが100パーセントとかね、それはその時だけかも分かりません。でも、それで続けられるのかなどというのはいくら補助金をもらっても厳しいですよ。それだけ続けていけるだけのお金を国が、県が、市町村が出せるのか。普通考えたら無理ですよ。だから今もう正に辞めたい人は辞めたほうが、被害が少なくていいと思う人もいると思います。

だから、辞めやすい対策、続けやすい対策、例えば合併を仲介するとか、そういう合併したら生き残っていけるだろうなという企業に対してはそういうことの勧めとかね。ただ単に続けよ、続けよ、人を辞めさせるなよという対策だけではないのではないかなと思うのです。いろいろな方法があるのかなど。そういうことも含めて対策というのを練ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、間違っていますかね。

島田商工政策課長

西沢委員から中小企業、小規模事業者の経営について御質問を頂いているところでございます。

商工労働観光部といたしましては、この新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、何としても業と雇用を守っていくというのを一番念頭に置きまして対策を講じているところでございます。

まずは、企業の皆さんに手元資金を確保していただくということで、融資制度と一体となった給付金制度でありますとか、雇用調整助成金の上乗せ、また保証料ゼロ・実質無利子のいわゆるゼロゼロ融資でありますとか、そういったものを議会の皆さんの御理解を得ながら推進してきたところでございます。

さらに、委員お話のとおり、事業承継につきましても、徳島県事業承継ネットワークを徳島商工会議所に設けまして、そういった相談体制も充実していっているところでございます。ですから、業と雇用を守ると、そしてやむを得ず廃業をしてしまう方についても手厚い、寄り添った支援に当部といたしましては取り組んでまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

西沢委員

無理をさせて続けさせても被害が大きくなるだけというところもあるのですよね。その企業企業によって、例えばもう後継者がいない、それで後継者をほかの企業の人に任せるという対策も取っておりますけれども、それだけでは無理なのですよね。だからいろいろなパターンの中で、辞めたい人はスムーズに辞められるという対策も本当は中に入れなければいけないと私は思いますよ。辞めたい人を無理矢理やらせておいて赤字になって、あと、誰が面倒を見るのかといたら、面倒を見ませんよね。先ほどのように5月、6月、7月、7月でも100パーセント、50パーセント以上切るという、企業や業種によったら、こんな所もあつたりするでしょう。だから言ったように、それ以前に、中小企業の80パーセントぐらいが赤字だと。大企業でも今大変になっていますよね。だから、これを国に全部を持たせるというのは無理です。

だから、それぞれいろいろな角度の中から対策を練っていくべきではないのかな。それが最終的には被害が少なくなるのではないかな。出すお金も少なくなるのではないかな。日本全体で生き残っていく企業がそこそこ出てきたら、100パーセント全て生き残っていけというのは無理だと思いますよ。元々がだって、辞めたいなという所がいっぱいあると思いますからね。そんなことも考えて対策を練らなかつたらいけないのではないかな。国の方針とは違うような気がしますけど、でもそういうふうに思います。

だから国のほうにもそういうことを検討してもらうなり、県独自でやるのはどうかなと、やれるかなと思いますけれども、徳島県のほうからでもそういうことも含めた対策というのをやってほしいと思いますが、返答くれるかな。

島田商工政策課長

重ねての答弁になるかもしれませんが、この新型コロナウイルス感染症の影響に

よりまして、事業者の皆さんは非常に厳しい経営環境に直面しているというのは十分認識しているところでございます。

そうした皆さんに、何としても業と雇用を守っていくというのを一番に考えて、制度は作ってまいりたいと思います。

ただし、やむを得ず廃業してしまう方もいらっしゃるという面につきましては、重ねてにはなりますけれども、商工会議所に設けられた、そうしたネットワークを通じまして、事業者に寄り添った形で支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

西沢委員

現状を見て判断をするというのは必要ではないかなと、いろんなパターンがあります。そのパターンを考えながらやってほしいなど。例えば人が休業させられました、または辞めさせられました。今、失業保険ですか、それと休業補償とかいろいろありますけれども、前から私も言っているのだけど、そんな人等に休んでもらうのではなくて、そんな人等を必要な所で働いてもらおうと。休業した人を休業させていたらこれは日本全国大変になります。

これからの話としては、そういう必要な所に雇用してもらおうというよりも、きちんと雇用されるまでの間、臨時的に雇ってもらおう。例えばそこで農業をやってもらって、前から私が言っているように、まさかのための対策、食料対策などでも農家を助けたりすると。休業した人を、また失業者と農業の助けにすると。その中で仕事を探していくというようなやり方など。これからの時代としてはかなり日本全体がお金に厳しい時代が来て、休業とか、失業保険とか、なかなか厳しい時代が来るのではないかなという気がしますよ。そういう意味ではそんなことも考えていかなければいけないかなという気がします。

これは今すぐできるかできないかは別にして、こんなことも考えなければいけないと思いますよ。答えはいいです。今は無理でしょうから。でもこんなことも考えてくださいね。真剣に考えなかったら日本は潰れますよ、これを全部出していたら。

それから、医者とか看護師さんが新型コロナウイルス感染症対策で一生懸命、自分が死ぬかも分からない中で働いていますよね。先ほどでもいろいろな特殊手当がありました。少し分からないのでお聞きしたいのです。そういう最前線で働いている方が亡くなったときの補償というのは普通の補償ですか。

病院の先生方は、もし病院の中で感染して亡くなったりした場合には、何か亡くなったときの手当などが普通以上にあるのではないかなという気がしますけれども、対新型コロナウイルスにとってみてはもっとそれよりもきつい、もう本当に亡くなるか分からないということを踏まえた中でやっている。これもう、なかなか家にも帰れなくて、ほとんど病院で、働く時間もかなり厳しい状況の中でやっているとかね、本当にこう、そんな人たちが体の調子が悪くなって、新型コロナウイルスに感染して亡くなると。そういう状況が見える中で、それらの人の対策というのは、単なる日当とかをあげるだけの問題ではないような気がします。

抜本対策としては、最終的には、本当に亡くなった人、そういう亡くなった人に対する、一生懸命やってくれたという思いを込めた死亡の手当ですね、亡くなったら仕方がないで

すから。手当をきちんとするということが必要なのではないかなと思うのですが、こういう手当もきちんとされているのですかね。

美原広域医療室長

西沢委員から、新型コロナウイルス感染症への対応に従事された医師、看護師さんへの死亡を考えるようなことに対する手当ということでございます。実際、死亡された場合には労働災害ということになってくるのでしょうかけれども、現時点で資料を持ち合わせておりません。

今回の手当の内容につきまして、少し御説明をさせていただきたいと思います。

西沢委員

もう死亡の時だけでいい。

美原広域医療室長

死亡につきましては、現在手元に資料はございません。労働災害になるかとは思いますが、よろしくお願いします。

阿宮病院局次長

ただいま、西沢委員から、医療従事者に対してということでございましたので、県立病院を運営いたしております病院局のほうから、今の現況についてお答えさせていただきたいと思います。

ただいま、御指摘のありました新型コロナウイルス感染症に伴う、あるいは従事した上での死亡といったような事故につきましては、公務災害として、いわゆる、補償は当然適用されていくものでございますが、委員の御指摘の趣旨はそういった普通の補償ではなく、特に新型コロナウイルス感染症に対してどうなのかといったところだったかと思えます。

そうした対応の検討につきましては、先ほど美原室長からございましたとおり、国においての特殊勤務手当の適応が見直されたといったところもございますが、そのようにいろいろな感染症対応に国として様々な制度設計は改められているもようです。

西沢委員

死亡手当を言ってください。

阿宮病院局次長

国として制度設計を改めたりというところがございますので、国の動向等注視しながら積極的に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

西沢委員

今のところ死亡手当は無いというのですね。それだけ聞きたい。

阿宮病院局次長

死亡に関する特段の手当というのは設けておりません。

西沢委員

無いのですね。

阿宮病院局次長

はい。

西沢委員

これだけ命を懸けてやっているという中で、今までの通例的には多少あるでしょう。そうではなくて、本当にそういう思いを込めてやっている人に対しては、お礼を込めたような対策というのは、一生懸命やっている人、命を懸けてやっている人には、それなりの礼儀を尽くすのは当たり前かなと。ただ単に日当をあげるという状態ではないですね。

そこらあたり、もし、国のほうもできていないのだったら国のほうにそういうことも、検討していただきたい旨を伝えてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

阿宮病院局次長

ただいま、西沢委員から最前線の現場で大変な業務に従事してくださっている医療従事者の皆様への思いとしてどうなのかといった御指摘だったかと思えます。

御指摘のとおり、大変な業務に当たっていただいておりますので、この度、国においても特殊勤務手当の運用を見直し、現場で従事していただく際の手当を増額し、また、2月1日に遡及して適応するといったような措置もなされておるところでございます。

実際の委員が御指摘の感染に伴う死亡とか、院内感染とか、そうしたことは、そもそも、絶対的に避けていかなければということで現場も頑張っているところでございますが、ただ、不幸にして事故があった場合にどうなのかといったところは課題としてはあろうかと思えますので、今後ともこういった国の考え方、動向等も注視しながら対応してまいりたいと存じます。

西沢委員

違います。国の動向でなくて、こちらから積極的に国のほうに言ってくださいと言っている。さっきから。

国がやったらやりますではないのよ。こちらから国のほうに、それだけ頑張ってくれた人には、頑張ったようなお返しをしないといけないと言っているのです。それを国のほうに言ってくださいと、さっきから言っている。国の動向を見ながらではない、そのぐらい言っていないと、それが一生懸命やってくれた人に対する礼儀だと私はそう思いますよ。

美原広域医療室長

西沢委員から医療に従事する方々への思いを国に訴えていくべきではないかという御質問でございます。

これまで新型コロナウイルス感染症対策につきまして、全国知事会、あるいは、関西広

域連合,あるいは,本県等で各提言を行ってまいりました。特に全国知事会の提言におきましては,国においても採用された事例が多くあります。

委員の御提言のありましたことにつきましても,非常に重要なことと考えておりますので,国への提言等で何らかの反映ができるよう整えてまいりたいと考えております。

西沢委員

せっかく全国知事会の会長を一生懸命やっていますよね。いろいろなことをやってくれています。それは分かっています。でも,何とか手当というのはいっぱいあるのだけれど,それだけなのかなという思いがあって仕方がないのですよ。亡くなるまで,自分が命を賭してでも一生懸命やっているということは,もう少しそれなりの礼儀を尽くす必要があるのではないかなと私は思います。

だから,全国知事会を通じてやってもらったらそれでいいと思いますけれども,全国知事会でそんなことも議論してほしいなと思います。それで,国のほうに挙げてほしいなと思います。

それから,農業とか,漁業とか,本当に大変です。特に,魚価が下がったり,いろいろな価格が下がって大変です。

漁師なんかは,水揚げが上がらない上に魚価が特に,例えば,イセエビとか,値段が高いものほど下がってきていると,大変な状態です。

一つ提案なのですけれども,禁漁区というのは最近あまり聞きませんが,禁漁区というのは前から設定して,その区域の中で魚種を増やしてきましたね。今もやっていると思いますけれど,一部。そういうことをして数を増やしていこうという考え方でやってきたことがありますよね。

今,魚価が低迷して売っても儲けにならないと。あまりにも低迷してということがあったりするので,それは逆に禁漁的にやって,後々値段が復活した時に良くなるような,そういうことも今やるべきだなと。今まで禁漁対策はなかなか前に向かない時があったけれども,今こそ禁漁補償して,きちんと禁漁区設定もして,補償もして,後に数を増やして,値段のいい時に売っていくという対策も必要なのではないかなと思うのですけれども,どうなのですかね。こんなことはやれないのですかね。ただ,単に私が思いつきで考えただけでしょうか。

宮本農林水産政策課長

ただいま,西沢委員より,漁業の関係でこの度のコロナ禍の機に禁漁区の設定など取るべき対策について考えるべきという御提言を頂いたところでございます。

まず,現状について申し上げますと,現在漁業権に基づく漁業につきましては,基本的に漁業権の範囲の中で漁業を行うということでございますが,漁業者のグループ等が自ら設定した禁漁区というものがございまして,例えば,委員の地元の牟岐におきましても,実際にトコブシやアワビの漁場がある中で,海士の方々が特別な禁漁区を設定して,その中で捕らないというルールを作ったり,あるいは押上という方法を使いまして,ある一定期間そこは捕らずにいて温存しておいたうちに解禁して捕るという取組もやっているところでございます。

西沢委員

そんなのやっているのは分かっていますけれども、そんなのをもっともっときちんと強化して、禁漁手当をきちんとやって、その中で後に続けて行くと。今は新型コロナウイルス感染症対策の中でそういうことができるのではないかな。国からの補償はくれるのではないかな。だからこそもっときちんと広げてやっていくというのが、今やれる対策なのではないかなと思うから言っているのです。いかがですか。

宮本農林水産政策課長

ただいまの御質問に対しまして、今回のこの委員会に提出させていただいております予算案とは違うところになって恐縮なのでございますが、資源管理の関係の予算を水産振興課のほうで、この度新型コロナウイルス感染症対策として打出ししているところでございます。

今回、高級な品目を中心に非常に価格が下落する中で、捕っても売れない、なかなか流通させられないという現状がありまして、これを機に資源管理に発想転換してつなげていきたいという事業を提案させていただいたところでございまして、正に委員からの御発想の内容が現場の方からの声としても我々のほうにも届いておりまして、それを実現する事業を展開してまいりたいと考えております。

西沢委員

そういう今やれる対策をどんどんやっていって、後々いいように、今は補償をもらってその中で後で、いいようになっていくということはどんどんやっていくべきだと思います。こういう新型コロナウイルス感染症対策のことを逆手に利用してね。

それともう一つ、最後に言います。製材、林業ですけれども、対南海トラフ地震とか、巨大災害に対して、製材の備蓄などやってきてくれていますよね。後から臨時的に要るところに建てるとか、そういうことを備蓄している製材の木でやるとか、そういうことを20何年、数年前から備蓄量を増やしてくれ増やしてくれと言っていて、少しずつは増やしてくれたと思うのですけれども、さっき聞くと原木の売上げが、当然出ていく量が少ないから、かなり下がっています。

だからこの際、それを備蓄に回すという対策こそ、今安いときに購入してもらったら皆さん喜ぶし、それで備蓄量を増やすと。今こそするべきではないですか。

市瀬農林水産基盤整備局長

西沢委員から製材の備蓄につきまして、以前から取り組んでおります農林水産物の安定供給というか、災害時の次に使えるといったようなところで御提案いただいているところでございますが、今回、凶らずとも林業関係につきましては、末端の需要が非常に落ちているといったようなことで、前が詰まったような状態では、製材品がなかなか出ていかない。だから、原木が山のほうにもたまっていくといったような状況でございます。

ただ、時期がちょうど梅雨の時期といったようなこともございまして、丸太に関しまし

では、今の間に処分をしなければ腐ってしまうようなことになる現場の物もございまして、今回、対策としては、今の山においてある場所から別の場所へというようなことを対策しております。

今、実は、委員がおっしゃられましたその中で一部でも備蓄のほうにということを地元と協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

西沢委員

確かに切るには時期がありますよね、何か切るにも、備蓄するにも、梅雨時はちょっと切るには駄目だとか聞いたことありますけれども。これは1か月や2か月で終わりませんから。そういう切れる時期が来たら、それでも低迷していたらそれを備蓄に回すということは今から構えて、そういうときに、できるときにやってもらいたいなというふうなことを思います。

元木委員

私からも少し確認させていただきます。まず、広域医療につきまして、質問させていただきます。今回の新型コロナウイルス感染症対策の関係で、都道府県レベルでは対応できずに他の県との連携によって進めていくような分野がたくさんあるのではないかなと感じた次第でございます。とりわけPCR検査ですとか、資器材の融通調整ですとか、無症状あるいは軽症患者の受入れ等について広域連携のメリットも大きいのではないかなと感じているところでございます。

そういう中で、本日の報道で少し厳しめの意見がありまして、広域医療が機能していないのではないかというような報道もありましたけれども、改めまして徳島県が中心を担ってこられました広域医療局におきまして、新型コロナウイルス感染症の対策にどのように取り組んでこられたのか、お伺いさせていただきます。

美原広域医療室長

元木委員から関西広域連合における広域医療連携についての御質問でございます。

本県が広域医療局を担っております関西広域連合におきましては、3月15日新型コロナウイルス感染症対策本部会議の第1回の本部会議を開催いたしまして、そこで自府県では担えない場合の連携事業についていくつか申し合わせました。

内容については、医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整、検査の広域連携、広域的な患者受入体制の連携ということでございます。

国の方針におきましては、都道府県におきまして検査体制、医療体制を担っていくということが主力とされているところ、関西広域連合では、それでも担えない場合のことにつきまして、あらかじめ連携体制を整えていくということで行ったものでございます。

それぞれの詳細につきまして説明させていただきますと、医薬品・医療資器材の広域融通連携につきましては、関西広域連合管内の医療資器材の備蓄等につきまして、情報共有を構成府県市内で行いまして調整を実施いたしております。

事例といたしましては、3月10日に鳥取県から京都市にマスクを送った例。それから、5月12日に滋賀県及び兵庫県に鳥取県からフェイスシールドを送った例がございます。

それに併せました医療専門人材ということでございますけれども、特に重症重篤者といえますのは人工呼吸器とかECMOを装着しましてICUでの調整が必要な方ということで搬送が難しい方ということでございますけれども、それにつきましては、日本集中治療医学会・日本救急医学会が立ち上げた重症呼吸不全の治療をサポートする組織でございますECMOネットの先生方と連携を進めまして、入院調整本部との連絡先等を調整し、必要な情報交換をしたというところでございます。

検査の広域連携につきましては、連合管内の検査体制受入可能検体等についての情報共有を行い、構成府県市間の広域調整を実施したというものでございます。2月20日に和歌山県からの要請に従い、大阪府へ150件の検体の検査を受け入れたという事例がございます。検査の受入れにつきましては、検査当初が700件程度であったところ、現地におきましては管内で検査能力が1日当たり約2,400件と大きく増加しております。

続きまして、広域的な患者受入体制の連携ですけれども、こちらは構成府県市間における、広域医療局が一元的調整窓口として行う広域患者受入調整方針ということでございます。

特に、現在、患者の医療提供体制につきましては、重症者・中等症者につきましては入院を、軽症者・無症状者につきましては宿泊施設での療養をとすることを原則とされております。ということですので、関西広域連合におきましては、搬送が難しい重症者を除く中等症者につきまして、自府県での間での調整が難しくなった場合に、他府県間の搬送をするという取決めを行っております。

その詳細といたしましては、広域調整の範囲につきましては、患者搬送に必要なアイソレータ等の機械の能力を勘案し、原則として片道1時間以内としております。また、広域搬送の連携につきましては、具体の連携の場面において、様々な事情が生じることから個別の状況に応じて調整を行うということも明記しております。

このほか、関西広域連合から国に対しまして、医療資器材の供給や水際対策の強化、医療機関への支援等について要望を行ったということもございます。

第2波、第3波への到来に備えまして、いざという時には、広域連携を万全とすることで整えまして、今後も広域団体間での情報共有を進めて万全に備えたいと考えております。

元木委員

御丁寧に説明いただきました。御承知のとおり、新型インフルエンザの時も、本県というのは医療資源がほかの県に比べて豊かであるというようなことを背景といたしまして、広域医療局の正に主導的な役割を担ってこられた経緯があるわけでございます。

幸い、感染者は他の関西広域連合加盟府県と比べましても少ない状況ではありますけれども、本県のみが良ければいいという発想ではなくて、これまでの経緯も踏まえまして、本県がリーダーシップを取れるところはしっかりと取っていただきまして、関西広域連合府県の状況が少しでも改善する、それがひいては、本県の県民にとっての便宜にもつながるといった発想で、積極的な取組を進めていただきたいと思います。

とりわけ、研究部門での連携ですとか、あるいは医療関係者の研修等、様々な、まだまだ連携の余地はあるのではないかと考えておりますので、そういった部分につきましては検討をしっかりと進めていって、協力を進めていただけますよう、お願い申し上げます次第

でございます。

続きまして、先ほどの所管事項説明で、保健福祉部の重点事業の中で県民生活への支援として、生活困窮の方ですとか、福祉サービスを利用している方々に必要な施策を実施し、生活を支援していくという御説明がございました。

この中で、各課の6月補正の予算におきましても、福祉の現場におけるICT利活用等の推進ということで5,100万円が提案されておりました、ICTや介護ロボットなどを福祉現場に導入して、これまで以上に質の高いサービスを供給するという、そして、職員の業務負担の軽減を図るということでございますが、実際、県内の福祉現場でのICTや介護ロボット等の導入状況については、いかがでしょうか。

新開長寿いきがい課副課長

ただいま、元木委員から、今回計上しておりますICT導入支援、それから介護ロボットの導入支援に関連しての御質問を頂きました。

介護ロボットの導入支援につきましては、平成29年度から県内各施設への導入を図っておりまして、これまでに、平成29年度は8施設、平成30年度は14施設に対して支援を行ってまいりました。令和元年度につきましては、30法人に対して支援を行っております。

全体的な導入状況というのはなかなかつかめていないところなのですが、こちらのほうから支援させていただいた状況というのは以上になります。

藤井障がい福祉課長

障がい福祉分野における介護ロボットの導入支援、あるいはICT導入支援の取組状況ですけれども、介護ロボットの導入支援につきましては、昨年度の補正予算から対応させていただいていまして、昨年度は4施設で、例えば移乗の介護のロボット、パワーアシストのロボットですとか、あるいは見守りのセンサーの導入実績がございます。

もう一つ、ICTの導入につきましては、今回初めて、障がい福祉分野では計上させていただいておりますけれども、ニーズとしては、感染防止対策で施設の方が、面会が今できないという状況にもなっておりますので、そういった方のオンラインの面会という活用事例もございますし、また、働き方改革ということでICTを使って、人材不足を補うという取組ということで利活用を想定しているところでございます。

元木委員

今回の新型コロナウイルス感染症では、高齢者・障がい者など、基礎疾患を有する方が多く重症化しております、特に高齢者・障がい者入所施設で集団感染が発生しているということを報道でよく聞くわけでございますけれども、例えば、神奈川や北海道、沖縄のように、施設のクラスターが発生した場合の対応につきまして、福祉サービスの提供者の不安感を払拭するための取組も併せて求められているのではないかなと感じております。

特に入所施設では、通所施設と違いまして、一度クラスターが発生しますと、施設を閉鎖しなければならないというような状況が起こりまして、職員の方々も外に出られないというようなことが想定されますので、その際は職員の方が泊まる部屋ですとか、あるいはシャワー室、トイレ、そしてまた給食等についても工夫が求められるのではないかなと感じております。

じております。

また、これまで感染予防で、マスクやアルコール消毒剤が配布されてきてかなり行き渡っているようでございますけれども、これに加えまして自動換気扇ですとか、陰圧機、オゾン滅菌機等の導入も必要となってくるという御意見も承っているところでございます。

本県は、このような中、各施設での衛生管理の徹底ですとか、面会の制限など、ウイルスを持ち込ませないための取組で、新しい生活様式の下での感染拡大防止を図って様々な取組を進めているわけでございますけれども、このような中、感染リスクを抑えながら、福祉サービスを充実させていくために、日々取組を進めている、高齢者・障がい者施設など、これから新たにどのような指導を進めていかれるのか、施設の改善を検討されているのであれば、こういった方向で制度をこれから運用していくのか、お伺いさせていただきます。

藤井障がい福祉課長

今、御質問いただいたとおり、本県は幸い、介護、あるいは障がい福祉施設でのクラスターは起きておりませんが、他県ではそういう事例も起きております。

現在、感染は収まっている状況ではございますけれども、今後想定される第2波あるいは第3波に備えるということで、そういう福祉施設での対応ということも想定しないといけないと考えております。

特に、高齢者、あるいは障がい者の施設で、もし万々クラスターが起きてしまうと、感染拡大のスピードも速い、あるいは重症化のリスクもあるという中で、特に入所施設は施設運営の継続が前提になってまいります。

そういった中で、また従事者の方も直面するリスクの軽減を図りながら安定した施設運営、福祉サービスの提供というのが不可欠でございますので、まずマスクとか消毒エタノールといった衛生用品の十分かつ適切な確保を図りながら供給してまいりたいと考えております。

さらに、クラスターが万一発生したときの支援を考えないといけないということで、例えば、施設のほうで感染対策の基本的な知識や対応方法、あるいは施設内のゾーニング等について検討いただくとともに、県としてもいろいろな会議、ウェブを使った会議とか、あるいは、集団感染が起きたときの対応についてシミュレーション等を検討しながら、施設の取組を支援してまいりたいと考えております。

また、国の専門家会議でも、施設内感染対策として、手洗いやマスクの着用、3密の回避などの感染防止対策の徹底ですとか、あるいは面会者からの感染を防ぐための面会の一時中止や回数、人数の制限、人員の物資の確保についての点検を行うよう求められておりますので、こういった国の要請にも対応できるように関係機関、あるいは施設の団体との連携により対策を講じてまいりたいと考えております。

元木委員

是非、施設の運営者の方ですとか、利用者の方々の御意見にもしっかりと耳を傾けていただきまして、また、新たな視点での感染者対策を進めていただきたいと思います。思う次第でございます。

今回は、高齢者・障がい者施設ということで御答弁いただきましたけれども、もちろん児童養護施設ですとか、あるいは教育機関なども同じような課題を抱えているのではないかなと思いますので、そういった点についても御留意いただきたいと思います。願う次第でございます。

続きまして、重点事業の中で、商工労働観光部で中小・小規模事業所の業と雇用の継続を図るといような話もございました。

今回の新型コロナウイルス感染拡大により、かなりの方が職を失っているといようなことも伺っているわけでございますけれども、そういう中で、今回の新型コロナウイルス安定雇用促進事業2,000万円という中で、非正規の正社員化を進めるという御説明を頂きました。

具体的に、県内で非正規雇用労働者あるいは失業者はどういった現状になっているのでしょうか。

安西労働雇用戦略課長

元木委員から、県内の非正規雇用の現状という話でございます。これは、抽出調査で総務省が2017年に就業構造基本調査というのを実施いたしております。その中で、徳島県におきます会社などの役員を除く雇用者というのは、全体で28万3,800人いらっしゃいます。うち正規雇用が19万1,400人で、非正規雇用は9万2,400人。そして、非正規雇用のうち正規雇用を望む方が1万2,600人と、非正規雇用のうち正規雇用を望まない方が7万9,800人という現状でございます。

それともう1点、本県の雇用の情勢という形でございますが、全国の景気が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあるとされております。

本県の有効求人倍率につきましては、令和2年4月現在で、1.2倍ということで、平成25年7月から、1倍台が82か月続いているものの、令和2年1月以降、4か月連続で低下しており、1.2倍になるのは48か月ぶりでございます。

また、地域別では、有効求人倍率は中央で1.19倍で、1倍を上回っているものの、県西部は0.93倍、県南部は0.77倍で、1倍台を下回っておる現状でございます。

このように有効求人倍率から見ました本県の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で、非常に厳しい現状にあると考えております。

元木委員

大変厳しい現状であるというお話を頂きました。私自身も、身近な方が今回の新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、急に職を失って新しく仕事を探しているといような状況もよく聞くわけでございます。

そういう中で、少しでも国の方針に加えて、県としても雇用対策につきまして、より緊急度を高めていただいて、切迫感を持ちながら充実していただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

雇用に関連しまして、これも報道でありましたけれども、高校生の就職に影響が出ているのではないかといような心配をしておられる方もいらっしゃいます。企業マインドが

冷え込む中で、企業さんの新卒の採用についても、例年よりも1か月以上動きが遅れているというような指摘もあるわけでございます。

そういう中で、県内の高等学校におきましても、今までよりも生徒さん、あるいは保護者の方とのやりとりや、企業の採用担当者とのやり取りが少し遅れているのではないかなという心配をしておるわけでございます。

また、学校によってスピード感や対応に違いが出ますと、その生徒さんの一生につながる就職に大きな影響を及ぼす場合があるのではないかなと思うわけでございますけれども、この辺の県教育委員会の対応について御所見をお願いさせていただきたいと思っております。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

元木委員から、高校生の就職についての質問を頂きました。

現在、県立高校では6月1日から通常の授業を行っております。ただ、4月、5月、3月も入れて、長期休業がありました。それを取り返すために、夏休みの短縮を考えたり、冬季休業日の短縮を考えたりしながら、各校とも授業日数の確保を行っております。それに基づいて、就職活動とかもあるのではないかと考えております。

元木委員

今、県内の高校3年生のお子さんを持たれる保護者の方なども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、就職環境がかなり悪くなっていくのではないかと心配している方もいらっしゃるのではないかと感じているわけでございます。

そういう中で、学校休業というようなことがございましたけれども、就職に関しては、通常の就職環境を作っていただいて、今の子供たちが悪影響を受けないように、県教育委員会といたしましても、これまで以上に積極的に高校生の就職といったことに注視していただきまして、しっかりと取り組んでいただきますよう要望させていただきたいと思っております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に向けて、養護教諭さんというのが今、活躍を求められているということもよく聞くわけでございますが、この養護教諭の活躍について少しお伺いさせていただきたいと思っております。

今回の休業で、子供さんの動き等を拝見し聞いたりたりする中で、なかなか学業にも専念できず、かといって何かスポーツとか文化活動にも専念できるかといったら、そういう環境もないので、家でダラダラ過ごしたり、ゲームをしたり、そういった過ごし方で、親御さんも心配している声が時々ございますが、こういう児童・生徒の心のケアというのがこれからますます大事になってくるのではないかという気がいたしております。

そういう中で、御承知のとおり、養護教諭さんというのは学校保健活動の中核的な役割を担いまして、保健管理や保健教育、健康相談、保健室の経営や保健組織活動の推進といった大きな役割を果たしていただいております。

感染症の予防や拡大防止策についても、保健教育は重要であります。しかしながら、この授業時間の確保が優先されるがゆえに、保健教育の時間の確保がなかなか難しいというような状況もあるそうでございまして、保健教育の実施に当たって、その実施の形態や内容の見直し、心のケアにも留意して、特に人権にも配慮しながら、正しい知識を率先して

提供していくことが大切なのではないかなと感じておるわけでございます。

東日本大震災の時も、子供たちの心のケアがしっかりとできている所ほど、学力が向上したといったような報告もなされているようでございます。

こういう中で、養護教諭さんには、子供たちに一番身近に接して子供さんの心の変化ですとか、そういったところに一番気付きやすい環境にいらっしゃるわけでございまして、この養護教諭の指導というのは、本当に保健管理の上でも子どもたちの特性についても、大事な役割を担っていると感じているわけでございます。

こういう中で、養護教諭の活躍促進に向けて、県教育委員会といたしましても、より踏み込んだ取組を進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、元木委員から養護教諭の役割ということでお話いただきました。

当然、養護教諭は、学校全体の保健管理をしていかなければいけませんので、毎日1回以上の消毒を養護教諭が中心になって計画して学校のほうでは行っている状態です。

ただ、子供の心、健康と心の面でも養護教諭が中心となって行っております。

特に心のケアですけれども、長期にわたる臨時休業によりまして、不安やストレスを抱えている子供は確かにたくさんいます。その子供に対して、養護教諭が中心になって、学級担任と連携しながら、まずはきめ細やかな健康観察を行っております。

それとともに、スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーとかと連携しまして、特に心の問題を重く抱えている子に対しては、組織的に対応するようにしております。

元木委員

是非、子供たちの心の部分、これは目に見えなくてなかなか対応も困難な部分もあろうかと思えますけれども、そういう中で、そういった点にもしっかりと着目していただきまして、子供のみならず、一緒にいらっしゃる家庭の方に対する啓発という点も含めて、養護教諭さんの更なる御活躍をお願い申し上げまして終わらせていただきます。

長池委員

さっき、西沢委員が御指摘されたように3密になっていますし、今日の気候は、結構湿度高めなので、休憩動議を出してもらえたら思うのですけれども、委員長、お諮りください。

福山委員長

諮ります。10分休憩しても、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

では、これより10分休憩いたします。(14時39分)

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(14時50分)

それでは質疑をどうぞ。

長池委員

質問の予定はなかったのですが、たくさんの皆さんの議案説明を聞いておられますと、2点ほど確認しておきたいことがありましたので、特に今回、学校の空調の案件がいくつか出ておるようでございまして、何だろうなという文言もありましたので。まず、1点目が、新しい生活様式に対応した学校の空調モデルの創出事業ということでございまして、前にいただいた6月補正の主な事業のポンチ絵を見ておられますと、高換気、換気の高い冷暖房システムの性能検証ということで、感染症に強い空調環境を創出するというふうにあります。これは、どんな空調なのかが全然分からないのです。1億3,500万円がついていますが、事業の内容を簡単に構いませんので御説明いただけたらと思います。

矢田施設整備課長

新しい生活様式に対応した学校空調モデル創出事業についての御質問でございます。

新型コロナウイルスとの共生の時代を迎え、学校現場においては新しい生活様式を取り入れた学校教育活動の展開が求められていると認識しております。また、大規模災害等の発生時には避難所機能を有していることから、多くの避難者の方を受け入れる必要がございます。

今回のような感染症流行期に、従来どおり避難者を受け入れた場合、体育館のような密閉空間に多数の避難者が密集することになり、爆発的な感染拡大を引き起こす可能性もございます。そのためWITH・コロナ時代にふさわしい学校空調の在り方について検証を行うものでございます。

これは平時には、学校教育活動における環境の充実を図るとともに、災害等の有事の際には感染症対策の整った避難所として、平時・有事を問わない教育環境を構築するため、県立学校において感染症に強い空調環境を創出するものとしております。

具体的には、適切な室温を確保しながら、十分な換気を行うことのできる高換気・高機能空調の整備モデルということで、空調につきましては、密閉した状態で空調することが一番効率的となっております。こうした中で換気を行いますと、当然空調能力が大きなものになりますので、そこをどのようにして、技術ですとか、工夫で、民間から広く提案を募集していいものが作れないかということでございます。

体育館のような大空間でございまして、実際に使う所につきましては、人のいる所だけでございますので、同じような大空間で、例えば、工場のような所で換気も行うようなシステムもあろうかと思っておりますので、そういった提案が出るのではないかと考えております。

長池委員

これまでのエアコンというか、空調よりも換気の面であったりという機能を付加したWITH・コロナ時代にふさわしいということでもあります。モデル事業で実証実験みたいなイメージでいいのですかね。それとも、これから全部の学校に実施していくような予定になっているのか、今回は、まずはモデル創出という感じでそのあたりの方針とかの点がありましたら、教えてください。

矢田施設整備課長

全国知事会のほうでも、体育館等の大規模空間の空調ということが、提言とかの中にも盛り込まれている次第でございます。

この度、県立学校をフィールドとしまして、高換気の空調モデルをまず1校つくりました、例えば、県内の市町村でこれから空調を入れていくということがありましたら、その時の参考に、それから全国に対しましても、WITH・コロナの時代にふさわしいエアコンということで情報等発信できたらと考えております。

長池委員

新型コロナウイルスが今回感染爆発といいますか、その際によく議論されたのが、今では地震が起こって避難場所に集まったら、まずいよなというような話がよくあったと。今現在もその議論は続いていると思います。

こういった機能性の高い空調をこれから進めていっていただきたい。特に避難場所になり得るような学校の体育館であったり、そういった教室に機能を持たせていっていただきたい。その分お金は掛かるのでしようけれども、子供の普段の教育だけではなくて、そういう避難場所であったり、地域のコミュニティの場にもなるような、そういった場所については積極的に、そういう取組をどんどんしていっていただきたいなと思います。

もう1点、空調の事案で快適な学習環境整備事業というのがございまして、緊急対策ということで、夏休みが今回かなり短くなるようございまして、猛暑の時にほとんどの学校で、教室のほうはある程度もう空調が整備されているようですが、体育館や特別教室のほうはまだということで、事業の説明文には可搬式空調機器44校約300台というふうにあります。2,000万円の予算が付いていますが、1台ざっと割り算すると7万円ぐらいになります。可搬式空調機器というのは何なのか。扇風機ではないと思うのですが、そのあたり詳しく教えてください。

矢田施設整備課長

可搬式空調機器とはどのような物なのかという御質問でございます。ここに書いております可搬式空調機器とは、スポットクーラーと呼ばれるものでして、車輪がついておりまして機器の上からホースのような物で部分的に冷風を送ることができる物でございます。

これにつきましては、台数をいろいろ組み合わせることによりまして、必要な空調の程度を調整できたりとか、それから、委員からもお話がありましたように、体育館ですとか、そういう必要な所に、必要な状況に応じていろいろ移動ができますので、県立学校の特別教室等まだまだ空調の付いていない教室がございますので、そういうところで夏季休業を短縮して授業を受けている子供たちの熱中症対策に役立つものと考えております。

長池委員

スポットクーラー、冷風が出るというようなものだと思います。リースですか。買取ですか。

矢田施設整備課長

買取で予算を計上しております。

長池委員

300台買取ということで、私は買取でいいと思います。上手に使える毎使えるわけですし、それこそ災害時とかでも役に立つかなというふうに思いますので、今度また、冬場に向けて、対策を考えないと、スポットクーラーの暖房版というのもいるのだろうなとは思いますが、少し気になっているのが、300台も買い取るので、多分全国的にも同じような発想でスポットクーラーの奪い合いとか、さらには、私が気にしているのは県下の小中学校の対応がどんなにされるのかなど。県はほかよりも先立って、びしっと300台も抑えているのかなという気はするのですが、予算は通っていませんけど。

ほかの子供たちとか、小中学校とかのケアも、県としては高校生だけでいいのだというわけにはいかないとしますので、そのあたりの調整というか、配慮というか、市町村に対する情報といいますか、そういうのも必要と思うのですが、現状はどうなのでしょう。

矢田施設整備課長

この度、スポットクーラー300台ということで予算を計上しているわけですが、県立学校の特別教室等につきましては、空調の整備率は58パーセントと市町村に比べてやや低い値となっております。

機器の確保につきましては、機器の契約ですとかそういうことは予算後になりますが、見積もりと予算の決定以前にできることについて準備を進めてまいりましたので、機器の納入についてはできるものと考えております。

市町村につきましても、同じような対策をされるということであれば、県のほうでこういった検討をしているということは、情報発信してまいりたいと考えております。

特に、特別教室につきましては、公立の小中学校に比べまして県立の専門科のような高校になりますと、非常に教室の数が多いということもありまして、県は特にこういう対策をしなければならないと考えた次第でございます。

長池委員

最後に、県立学校が、例えば、体育館にスポットクーラーを入れていただくのはすごくいいのですが、県立学校の体育館というのは、夜に一般とかにはあまり開放をしていないのでしょうか。

小学校とかだと、地元の何かママさんバレーだっけに開放してしまっていて、言いたいことは、そんな体育館を利用する方にもスポットクーラーを使わせてあげてほしいなということでございます。要は、これまでの感覚でいうと、物を大事にしているのかケチっているのか分かりませんが、これは学校の備品なので触らないでくださいと張り紙をされたりすることがあるのです。

これは県立学校というか、体育館を使う方から前からすごく要望があつてスポットクーラーを入れられないかなと思ったのですが、なかなか、ママさんバレーが買ったスポットクーラーは他のクラブは使えないみたいな張り紙をするのですよ。あんまりそういうので

はなくて、体育館の照明と同じような感覚で、スポットクーラーを入れるのだったら、ある程度熱中症対策というのもありますし、そういう文化活動、スポーツ活動の場でもありますので、それに対する理解という意味では、スポットクーラーもそこにあるのであれば電源を入れてもいいよ、ぐらいのね。

それを県がどこかやれば、市町村にも伝わるのではないかなと思うのですけれども、見解どうでしょうか、どう思いますか。

矢田施設整備課長

県立学校の体育館等の使用に関しましては、一部の高校では社会人ですとか、そういう団体にもお貸ししていると聞いております。

その際の使用の条件等は、今、把握しておりませんが、各学校長のほうでの判断となると思います。

ちなみに、このスポットクーラーですが、仮の計算ではございますが、今回300台導入いたしました。1校1月当たりの電気代の平均は3,700円程度でないかと考えております。

長池委員

最後電気代が出てきた理由がよく分からないのですが、そんなものでいけるのだったらいいかなということだというふうに私は信じて、是非検討に値することだと思います。

体育館を使っていて熱中症になって体育館に救急車が着いたぞ、みたいなのが近所にくといやでしょう。ですから、是非、検討していただいて、せっかくでございます。買取でございますので、有効に使っていただけることをまずは、お願い申し上げて質問を終わりたいと思います。

古川副委員長

私からも、少しだけ質問させていただきます。まず、補正予算の関係ですけれども、1点目、新しい生活様式ということで業種ごとにガイドラインが出て、それを推進してくれるところに助成を出すという、補正予算が組まれています。

これをしっかりと周知していただいて、進めていただきたいと思いますけれども、なかなか言っても、やってくれない事業者さんも結構あると思います。多分一般の県民の方から私のところにも結構、連絡というか、皆さんのところにもあるかも分かりませんが、あそこの店は何もしてないからどうにかならないのみたいな、そういう電話がちょくちょくあるのです。

一応お願いベースの話と思うので、なかなか難しい部分もあろうかと思いますが、そういうような対応というのは何か取れるようなことはあるのでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、古川副委員長から業種別のガイドライン、それに従わない事業者さんについて御質問を頂いたところです。

まず業種別のガイドラインですけれども、位置付けといたしましては政府の基本的対処

指針の中で、事業者及び関係団体は今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染予防のための取組を進めるといふことで、いわゆる、それぞれの団体で作っていただいて、自ら守っていただくことを前提にガイドラインというのが策定されているところでございます。

どれぐらい作られているのかということなのですけれども、6月8日現在、23の業種で143のガイドラインが国のホームページや県のホームページで公表されているという状況でございます。

今、申し上げましたとおり、このガイドラインにつきましては、政府の方針にもあるとおり自主的に作成されたものでございまして、県としてもそれぞれの業種において自主的な取組を促していきたいと思っております。

そのための仕組みとしては、新しい生活様式の浸透とガイドラインの実践、これが大きな二本柱になってくるのですけれども、県民・事業者と共に一丸となって取り組むべき実践例を示したスマートライフ宣言ということで、今日もこういう缶バッジを付けさせていただいていますけれども、今後も宣言などを通じて取組の促進をしっかりと図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

古川副委員長

よく分かりました。上手にというか、賢くやっついていかないといけないと思うのです。あまり同調圧力というのでも良くないなと思っておるところもありますので、賢く進めていただきたいなと思います。

もう1点ですけれども、避難所の3密で、先ほど報告にもありましたけど、各市町村でかなり取り組んでいただいております。

私もこの間、海陽町のほうの現場を見せていただきました。議会前の忙しい時期だったのですけれども、対応していただきまして、現場もを見せていただきましたけれども、かなり苦勞もされているようでございます。

やはり国から県から市町村という流れで打ち出しが出てきますけれども、県も率先してやっついていくという姿勢を見せるというのもすごく大事だと思いますので、そういった中で今回避難所のモデル事業というのを立ち上げて予算に計上されているので、是非、しっかり取り組んでいただきたいと思います。具体的にどのようなことをやって、そのモデルというのはどういう選定をするのかというのを、言える範囲内で結構ですので簡単に教えてください。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

6月補正の避難所感染症対策モデル検証事業についての御質問と思いますが、避難所につきまして、対応方針では4月に示しまして具体的な対策を進めているところでございますが、これらの取組を更に加速ということで進めていただくために避難所におきまして、様々な資機材の選定活用やレイアウトなどにつきましてシミュレーションを行うということで、今後の市町村の取組を更に進めていただくようにということで行う事業でございます。

古川副委員長

分かりました。選定方法についてはこれから検討するという事で理解をいたしたいと思います。

あと、もう1点、サブ避難所の確保も、ある程度、166か所ですか、確保していただいて、ただ現場の意見としては人数を確保するというのはやはりかなり難しいと、苦労されているというところがあります。

そういう中で県も何かできないかなという中で、例えば、先ほど話にも出ました無症状者とか、軽症の方が療養いただくホテルの確保があるということで、これは里帰り出産の妊婦さんなども受け入れているという実態もあるという中で、例えば、県内の妊婦さんは避難所に行くのにすごく恐れているというのがあるので、そういうところで妊婦さんをここで受け入れるみたいな検討はできないかなと思うのですが、どうでしょうか。

美原医療政策課広域医療室長

古川副委員長から災害時における妊婦の一時的な避難場所として宿泊療養施設を活用できないかという御質問でございます。

まず、宿泊療養施設でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染者が拡大し、医療提供体制がひっ迫する事態に備え、感染症病床など限られた医療資源の有効活用などの観点から重傷者を優先する医療体制の移行に伴い、軽症者や無症状者などの宿泊場所として開設したものとなっております。

現在、県が計画しております宿泊療養施設、東横イン徳島駅眉山口でございますが、第2波の到来に備え、7月末までの契約としております。

ただ、現在は感染者がおりませんので軽症者が入院していない期間における施設の活用策として感染症に対応する医療従事者等の宿泊に利用しているというところでございます。

もし、軽症者等が入所する場合には、現在入居されている方については速やかに退去していただき、軽症者等の受入体制を構築するという流れとなっております。

そのような観点で御質問いただきました妊婦の方の一時的な緊急避難場所としての宿泊療養施設の活用ということでございますが、現在、国内で新型コロナウイルス感染症がまん延しているということですが、そういう場面において、避難所を開設する場合には当然感染症対策に万全を期すということで、危機管理環境部におかれましてもモデル事業を採択しているということでございます。

そこにおきましても、市町村が工夫されているというところでございますが、もし、現在、今、災害が起きて避難場所となった場合ということをお考えすると、避難場所で3密等が発生する、あるいは、クラスターが発生する、市中感染が発生した場合には、倍々ゲーム、一日当たり数十人というレベルで増える可能性があるということになってまいります。

そうなりますと、宿泊施設の用途といたしましては、軽症者等を収容していくということがメインになってくるのではないかとということになります。ということから考えますと、災害時におきましては、一般の避難場所と宿泊療養施設については、役割分担をきちんとしておいたほうがよいのではないかと考えるところでございます。

古川副委員長

簡単に言うと難しいということですよ。分かりました。

現在は感染者の方は入っていないし、病床とICU併せて172床も確保している。なのでかなり一気にホテルまでというのはなかなか考えにくいかなと思いますけれども、避難所でクラスターがぼこぼこ出たら一気に来るかなという可能性も、確かに無いこともないというのはよく分かりますので、もし、更に検討いただいて、いけるようであったらまた、進めていただけたらありがたいなとも思いますので、よろしくお願いします。

あと、この間の常任委員会でも言ったので、繰り返しのことは避けたいと思いますけれども、今は感染がかなり抑えられています。北九州みたいに第2波がいつ来るか分からないし、またこの秋冬になると第1波よりも大きな波が来るのと違うかという可能性も指摘されていますので、この夏場にしっかりと体制を、特に検査体制そして、陽性の方をできるだけホテル等で療養していただけるような体制をこの夏場にしっかりと整えていただきたいと思っております。

そうした中で、先ほど、企業へのアンケートの紹介・報告をいただきました。

この3番に、国県への要望などという中で、医療体制強化・感染症対策(20社)とありますけれども、これは何か具体的に書いてもらって出てきているのか。どんな事例があるのか、もし分かれば教えてほしいなと思うのですが。

島田商工政策課長

古川副委員長から緊急調査の概要について御説明をいただいております。

今回、要望調査につきまして、どういう要望がありますかということで、自由に書いていただくということになっておりまして、その中で企業活動の再開に当たっての感染拡大による不安の解消という要望が寄せられているところをございまして、そうした対応も含めまして、再開に向けて先ほども御質問がありましたけれども、新しい生活様式をきちんと実装するべきであるというふうに考えておりまして、事業別のガイドラインに添った対策を取っていただいて、事業再開、これからの反転攻勢に向けて取り組んでいただきたい。ということで、今回6月補正により、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金を創設しまして、しっかりとこれを使っていただいて、対応を取っていただくようにということを、当部としては考えております。

古川副委員長

分かりました。確かに事業者の方がおっしゃるように、例えば、本当にこの秋冬にまた大きな波が来た場合、先ほど西沢委員からもありましたけれども、財政的にも経済的にも、もう一回同じような外出自粛をして8割接触減という体制が取れるかどうかというのは本当に疑問があると思いますので、そのあたりしっかりと検査体制をして陽性者の方をできるだけ早めにホテル等で療養していただくという体制を取れるようにしていただきたいなと、そう思っています。

そんな中で、PCR検査というのはなかなか件数が増えていかないというのが全国的な状況でございますけれども、また一方で増やす部分と、あと精度の問題が言われています。偽陰性が3割ぐらい出るのではないかというふうなこともありまして、それを受けて、今

回、厚生労働省がこの夏頃にPCR検査の精度調査を実施するという話も報道されているところですが。

PCR検査の精度となると、まず一つは検体の質がありますよね、採取者の技量の部分、それは置いておいて、あとは検出された物の精度、検出限界がありますよね。その精度管理が不十分だ、試薬とか、機器とか、スタッフの技量で精度限界にばらつきがあるというように指摘がありますので、そのあたりを調査するということだと思えるのですがけれども、今、県内は保健製薬環境センターで1日96件ということで進められていると思うのですがけれども、当然、検体の容器が汚染されたり、他の検体と混ざったりというのは論外の話ですがけれども、そういうようなスタッフの技量とか、そのあたりの差というのは、どの程度あるものなのかが分かったら教えてほしいのですがけれども。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、古川副委員長から当部の保健製薬環境センターで行っておりますPCR検査の精度について、御質問を頂いたところでございます。

まず、冒頭、副委員長から御説明のありましたPCR検査の精度の管理調査でございますけれども、厚生労働省からということでございますけれども、現時点で正式な通知は頂いていないという状況でございます、その詳細については、今、把握は十分できてないという状況でございます。

また、機械によって精度の能力にばらつきがあるのではないかなというようなことも言われているところでございますけれども、例えば、ウイルスを検出する痰の量が少なくても調べられるのかどうかというようなことがあろうかと思うのですがけれども、我々の保健製薬環境センターでの検査機器、これについては、実は国立感染症研究所、ここで作成したマニュアルというのがあるのですがけれども、そこでは検査精度が確認された検査の試薬、あるいは検査機器、そういうものがある程度示されているところでございまして、当部のセンターの機器もそれに該当するのですがけれども、それであれば精度の高い検査、これがしっかりと確保されていると認識をしている状況でございます。

また、人によってという副委員長のお話もございましたけれども、技術者の技量にばらつきというようなことが言われるところなのですがけれども、例えば、検体の取扱いにおいて、やはり汚染を起こさない。先ほど、副委員長からもございました、そういう技術は身につけているのかどうか、あるいは、この非常に微量の試薬、こういったものを取り扱うための技術というようなこともございます。

例えば、いわゆる検体の検査の前処理でございますけれども、検体、痰とかそのような物になると思うのですがけれども、そこからDNAとかRNA、いわゆる核酸を抽出していくという技術についてでございます。

人が作業する部分もございまして、習熟というのがある程度必要になってくると言われておりますけれども、実は、この前処理をある程度短縮する、そういう意味では、技術を平準化させていくような検査試薬のキットというものがございます。

そういうものも本県に導入されてございまして、その成果もございまして、今、最大96検体というような処理数で処理もできているということでございまして、私どもとすれば、処理を行う者の技量のばらつきというのは、かなり抑えられているのではないかと考えて

いるところでございます。

古川副委員長

よく分かりました。試薬や機器などもきちんと整えているし、技量も、今のメンバーはある程度いけると。これからまた、今の96件を更に増やしていくということになると、また、スタッフ・技術者を確保していかなければいけないという部分もあるかと思えますけれども、そのあたりもしっかりと検討いただいて、何回も言いますが、また更なる波が来た場合に対応できるような対応を、是非、取っていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

福山委員長

ほかに、質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

この際委員各位にお諮りいたします。ただいま扶川議員からの発言の申し出がありました。この発言を許可いたしたいと思えますが、これに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり一日につき答弁を含め、概ね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

それでは、性風俗産業に対する新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。警察が把握されている性風俗の店の種別と数、派遣型も含めて教えてください。

田中警察本部企画課長

まず、歓楽街における性風俗店の店舗数でございますが、徳島中央署管内の秋田町・栄町・鷹匠町を中心といたします歓楽街には、いわゆるソープランドが7店舗、また、店舗型ファッションヘルスが18店舗、合計25店舗の性風俗店がございます。

また、御質問がございました派遣型でございます。これは県下一円で189店舗の派遣型ファッションヘルスがございまして、そのうち中央署管内は104店舗というようになってございます。

扶川議員

それでは、それら業者に対する感染予防対策というのは、県においてどの部署が担当して、どういった対策を取っているのか教えてください。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員のほうから性風俗営業店に対する指導ということでございますけれども、私どもとすれば特定のそういう業態という形ではなくて、一般的な形で、いわゆる

3密の廃止であるとか、手洗いの励行とかいう3密の徹底回避、あるいは、先ほど申し上げました業種別のガイドライン等に基づく安全の確保というようなことを、先ほどこれも申し上げましたスマートライフ宣言、そういったものを通じまして、積極的に県民の方、あるいは事業者の方々に啓発を進めているという状態でございます。

扶川議員

商工労働観光部関係のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業の対象にはならないと聞いておりますけれども、ガイドラインというのは、県のほうはこの性風俗に関して、把握して中身を御存じですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員から風俗の営業店についてのガイドラインということでございます。

先ほど、申し上げましたとおり、ガイドラインは各種出ているところでございます。国のほう、あるいは県のほうのホームページで、出来たものについて順次リンクを張らせていただいておりますけれども、業態として直接的に性風俗の営業というものを対象としたガイドラインというのは、今、ここでは見当たらないというところでございます。

今後、どういうふうな形になっていくのかということについては、また国全体の動向をしっかりと注視をしてまいりたいと考えているところでございます。

扶川議員

社交飲食の組合に行ってまいりましたけど、自分たちでルールを設けて、既にチラシみたいなものを設けて、それから署名ができるような連絡先を把握するようなことをやっておられます。

でも、その社交飲食の守備範囲というのは、デリバリーも入らないし、今申しましたソープとか、ファッションヘルスも入らないのです。秋田町で聞きましたけれども、せいぜい1店だけキャバクラが入っている。キャバクラの大半も入らない。ガイドラインも無いような状態で、しかも業界団体もどうも無いように思いますけれども、そのような状態で放置をされているわけです。

東京では、6月11日に東京アラートを解除して、6月19日には全業種で休業要請を解除する見通しですが、東京は性風俗も含めて休業要請をしておりました。全部が従ったわけではないでしょうけれども、しかし、これを解除するのです。

その前提として、東京都知事は夜の繁華街の従業員に対して、性風俗も含めてPCR検査を受けてもらうということを考えておるそうです。

徳島は全国で唯一、休業要請というのをどの業界に対してもしませんでしたけれども、これでいいのかというのが私の問題意識でございます。

まずは、県庁の中でこの業界の実態をきちんと把握する担当を明確にして、知事部局と県警とが情報を共有してしっかり取り組まなければ、ここはクラスターの非常に有力な発生源になるのは私は間違いないと思うのですよ。それはいかがですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員から、性風俗営業店への取組ということでございますけれども、県といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、まずはしっかりと新しい生活様式の浸透、それから各種ガイドラインの実践、そういうものをしっかりと県民生活の中に定着をさせていくというところに、まずは全力をあげていきたいというふうに思っているところでございます。

また、今は感染が落ち着いた状況でございますけれども、やはりこれから2波、3波が当然気になってくるところです。そういったところも、今後県内だけでなく隣接県、あるいは、全国の感染状況、こういった所でクラスターが発生しているのか、そういったところはしっかりと注視し、そういったクラスターが発生した所というのは、かなり感染のリスクが高い場所だというふうに認識されますので、そういった部分につきましては、しっかりとした対応を図って、2波、3波をしっかりと迎え撃つようにしてまいりたいと考えております。

扶川議員

申し訳ないですけれども、言葉としてはしっかりしているのですけれども、実際は、申し上げたように、ガイドラインも無ければ業態の実態も業界の実態も把握されていないわけでしょう。担当部署もはっきりしていないわけでしょう。それでしっかりなんてことを言っただけではいけませんよ。もし、ここでクラスターが発生したら誰が責任取るのですか。私は休業要請しなかった知事に一番先に責任取ってもらいたいと思いますよ。

御承知のように性風俗の業界というのは、自分たちがそこで働いていることを知らせたくないし、お客さんもそこを利用させていただいたということを知らせたくない。感染しても追跡できないと思います。お客さんはね。どうも、女性のほうはしっかり自己防衛のために記録などを取っておるようですが、限界があると思います。

私は今、そういう性風俗産業というのを合法的な存在というふうに認めているのであれば、十分監督していく仕組みというのを、この際構築しなければいけないと思います。

条例化も含めてどこまで可能なのかという検討を真剣にやらないと。ここでクラスターが発生したら、皆さん責任を取っていただけるのでしょうか。できないのであれば、国に要請をして本気の建前だけではない対策を取っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員から、性風俗の営業店に対する指導というお話を頂いたところでございます。

繰り返しになるような部分もございますけれども、まずは我々とすれば例えば、県民の方に、それにつきましても一般論としてですけれども、現状において、いまだに、もし3密の回避など行っておらず、しっかりと密閉された空間の出入りというものについては一定の感染リスクがあるという点についても、十分な留意をしていただきたいというような思いもございます。

そういった面から新しい生活様式のしっかりとした定着、新しい徳島の日常をつくっていく、そういう取組の中で、県民と事業者、そういうのが一体となってそういった徳島県

の安全安心を確保する取組へ向かっていく動き、そういう流れというものを作っていきけるのではないのかなというふうに思っているところでございます。

扶川議員

申し訳ないですけどね、3密を避けることができる業態だとお考えですか。あり得ないですよ。体ごと擦り合わせるようなそういう業界ですよ。絶対にあり得ない。そんな建前言っても駄目だということを申し上げているのです。

東京では、検査をするのだと、具体的にこれからどうするかは、知事が考えていくのでしようけれども、少なくとも、するのだという方向性は出しています。

徳島もやるべきですよ。毎日毎日PCR検査をやるというのは確かに無理でしょう。しかし、抗原抗体検査などの使い方も含めて、何とかそこは把握していく。それから業界に対して、ガイドラインがないなら作れよ、あるいは、県のほうの考え方を示してこうしてほしい、ああしてほしいと。それが、私が申し上げている指導する仕組みなのです。監督する仕組みなのです。

この機会に作らなかったら、どうやって防ぐんですか。それができていないから、東京は夜の繁華街が危ない、危ない、危ないとずっと知事さんが言ってきて、実際そうなっているではないか。本当に何度も申し上げますが、今の対策でクラスターが秋田町界わいで発生して、それが性風俗関係だったら責任取っていただけますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいまの御質問については、恐らく今は感染が落ち着いている状況でございますけれども、これが2波、3波がどういったところで起こるのかいうところについて、扶川議員からは、性風俗というのが危ないのではないかと御指摘も頂いたところでございます。

そういった趣旨も十分踏まえまして、今後の対策には生かしていこうと思っておりますけれども、感染がいつ・どこで・どのような形で起こるのかということ、完全に予測することというのは、なかなか難しいところでございます。

やはりしっかりと全方位を見ながら、あるいは感染の状況・近隣府県、あるいは全国、場合によれば世界、そういったものを視野にはめて、しっかりとした対策をそれぞれのところで打っていくというように全方位のしっかりとした対応を図ってまいりたいと思っております。

扶川議員

あまり時間無いので同じようなことを繰り返せませんが、少なくとも、まずは実態把握。数は警察が抑えられているということは、どこでやっているかも御存じなですよ。その人たちに対してきちんとした3密の対策をしてくださいよと。業界団体が無いのであれば、それに代わって行政が情報をお伝えし、こうしなさいと。もし感染した時には、とにかくプライバシーに配慮します、一切どこにも名前など出ませんから、安心して検査に来てくださいと。この業界の方々は、熱があつたり、咳があつたり、特に申し上げますけど、これから出張が増えますけれど、県外の方との接触が多いのです。

私、デリヘル業界の方の経営者からお話聞きましたけど、高松にサイトがありまして、

そこで県外から来る方は検索するのです。徳島県内にあるデリヘルの検索ができるのです。そこで紹介されなければ、お客さんは来ないのだそうです。休業要請をするのなら、まず、そのサイトを閉めてしまえば休業なのです。そう言っていました。それが実態です。

これからどんどん県外の方がやってきますよ。県内の方はもちろんでしょうけれど、何とかここで手を打たないと、手遅れになってからでは遅いと強く警鐘を鳴らして、終わりたいと思います。

福山委員長

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度については、中止することといたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(15時38分)